
潮 来 市
高 齢 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画

【第 9 期】

令和 6 年 3 月

潮 来 市

(表紙裏)

はじめに

潮来市（以下「本市」という。）の高齢化は確実に進行しており、65歳人口の総人口に占める割合（65歳以上人口割合）は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口によれば第9期中の令和7年（2025年）頃には、高齢者人口がピークとなり、現役世代が急減する超高齢社会を迎えます。

そのため、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいく必要があります。加えて、認知症の方や要介護高齢者の方、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で当事者への支援だけでなく、その家族等が抱える問題や複雑化した課題への対応も大切です。今後、新たな時代にふさわしい高齢者支援策を講じながら、地域資源とネットワークを生かしたまちづくりを進めていくことが重要です。

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）では、第8期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理したほか、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を各基本方針に取り入れ、計画を推進していきます。

また、第9期計画の4つの基本目標は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と紐づいていることから、第9期計画を推進していくことが「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進につながるものと考えております。そして、第9期計画では、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や災害等の外的要因に柔軟に対応できるような体制を構築しながら施策を着実に展開し、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年以降の社会情勢への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に達することを見据え、健康寿命の延伸への取組のほか、地域共生社会の実現を目指します。今後とも、本計画に基づき市民の皆様が住み慣れた地域で、安心して生活を送れるよう取組を進めてまいりますので、市民の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・各種調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、様々な視点から熱心にご審議くださいました高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員並びに関係各位に、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

潮来市長 原 浩道



(あいさつ文裏)

目 次

第1章 総 論

1	計画の策定趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の位置づけ	3
5	計画の策定体制	4

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節	人口等の状況	5
1	人口・世帯の推移	5
2	高齢者人口・高齢化の推移	6
3	第1号被保険者数、認定者数の推移	7
4	要介護度別認定者数の推移	8
第2節	高齢者人口の予測	9
1	高齢者人口（第1号被保険者）等の推計	9
第3節	計画値と実績値の比較	10
1	認定者数の比較	10
2	施設・居住系・在宅サービス利用者数の比較	11
3	介護給付及び介護予防給付費の比較	13
第4節	各種事業等の状況	14
1	在宅福祉事業の状況	14
2	地域支援事業の実施状況	16
第5節	高齢者等実態調査の概要	18
第6節	第8期計画の評価	27
第7節	計画課題の整理	27

第3章 基本的な考え方

第1節	第9期計画の基本理念	31
1	基本理念	31
2	基本目標と施策体系	32
第2節	本市における包括的な支援の取組	36
第3節	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	37
第4節	日常生活圏域の設定	39

第4章 施策の展開

基本目標1	健康づくり・介護予防の推進	41
1-1	高齢者の健康づくりや社会参加を進めよう	41
1-2	保健事業と介護予防事業を一体的に進めよう	43
基本目標2	安心して暮らせるサービス基盤の確保	46
2-1	介護サービス基盤を充実しよう	46

2-2	介護サービス提供体制を充実しよう	50
2-3	生活支援サービスを充実しよう	53
基本目標3	尊厳のある暮らしの形成	55
3-1	認知症高齢者の支援を充実しよう	55
3-2	高齢者虐待防止対策を充実しよう	57
基本目標4	笑顔で暮らせる福祉のまちづくり	58
4-1	地域包括ケア体制を充実しよう	58
4-2	福祉のまちづくりを進めよう	60
第5章 介護保険事業の運営		
第1節	介護保険サービスの見込み	63
第2節	第9期計画における給付費の見込み額	68
1	介護給付及び介護予防給付費の見込み	68
2	地域支援事業費の見込み	72
3	総給付費等の見込み	73
4	第1号被保険者保険料の推計	74
第6章 計画の推進		
第1節	計画の推進	77
1	庁内推進体制の充実	77
2	進捗状況の点検・評価	77
第2節	介護保険の円滑な制度運営のための方策	79
1	推進体制の充実	79
2	福祉人材（財）の育成・確保	79
3	保険者としての市の役割	80
資料編		
1	策定経過	81
2	策定委員会設置要綱	82
3	策定委員名簿	84

第1章 総論

(第 1 章 裏)

1 計画の策定趣旨

第9期計画の期間中に、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることになります。本市では生産年齢人口が減少する中で、要介護認定率が急激に高まる85歳以上の割合が増加し、これまで以上に医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれます。そのため、早期からの介護予防の取組とともに在宅生活が可能な介護サービス基盤の充実に努めていく必要があります。

また、令和5(2023)年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

さらに、区長及び民生委員児童委員との懇談会などにおいても、一人暮らし高齢者が増加していることや、福祉課題が複雑化・複合化している現状等が示されており、地域福祉計画等の推進と合わせながら、本計画においても地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組めます。

なお、本計画を推進するにあたってはSDGs（持続可能な開発目標）の基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取組を推進するものです。

●国の基本指針見直しのポイント（第9期）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③ 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の強化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

2 計画の性格

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体として定めるものです。

○ 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する計画です。

すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域福祉計画など関連する計画と調和を保ちながら策定するものです。

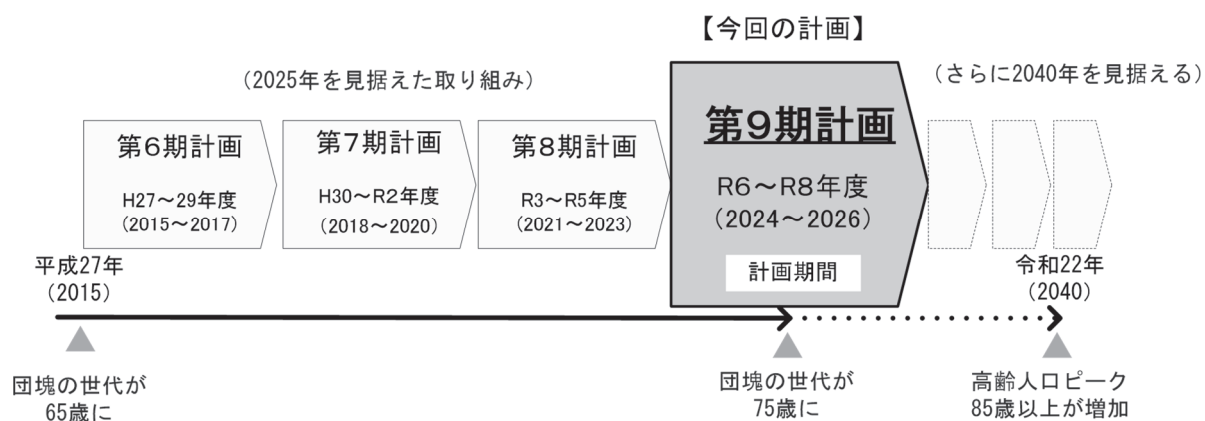
○ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する計画です。

介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後 3 年間の必要な介護サービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤を整備するものです。

3 計画の期間

第 9 期計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 か年です。なお、計画期間中に「団塊の世代」が 75 歳以上を迎え、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが見込まれる令和 22（2040）年を見据えて計画していきます。

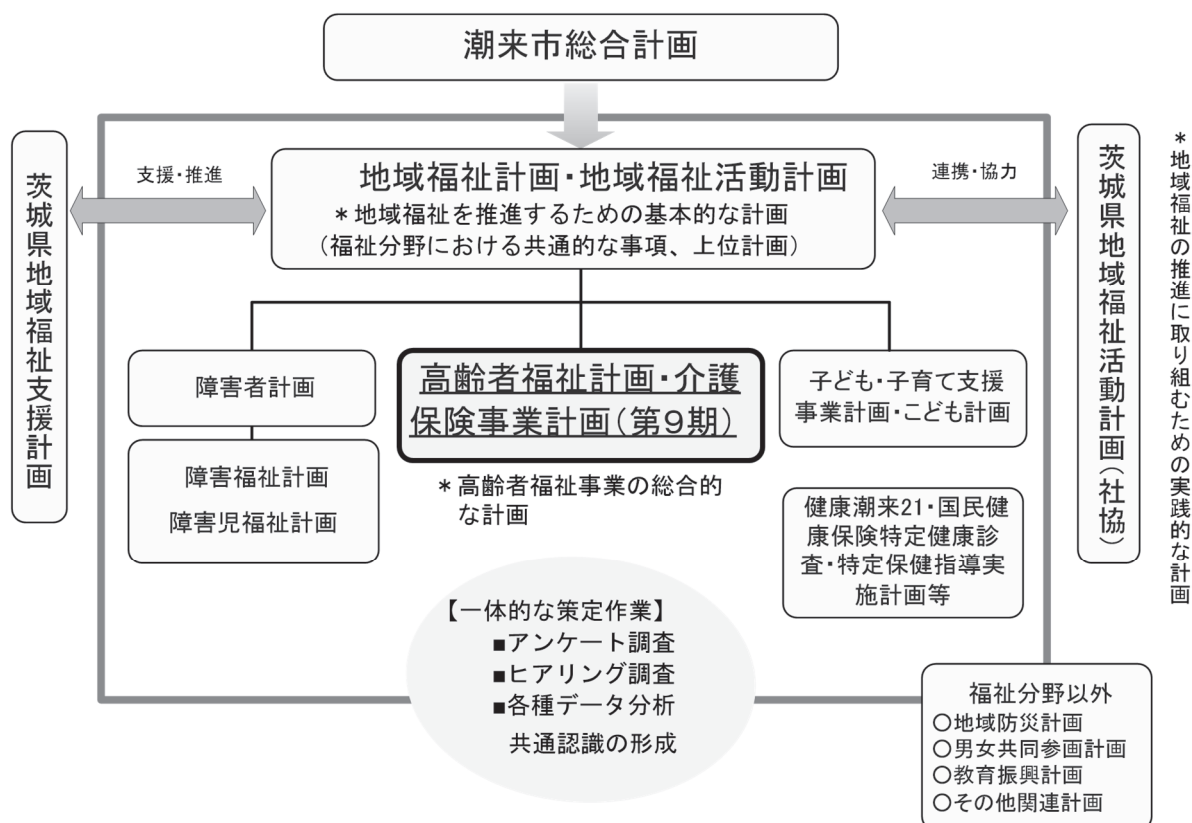


4 計画の位置づけ

本計画は、潮来市総合計画に掲げる計画の理念の実現を目指し、高齢者福祉部門の取組を推進するものです。

また、地域福祉計画を福祉分野の上位計画として、地域福祉の課題等を踏まえながら、高齢者福祉部門の保健、医療、福祉に関する事項を推進するなど、関連する諸計画とも整合を図り取り組むものです。

■計画の位置づけ



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画の法的な位置づけや国・県等の動向を踏まえ、以下のとおり策定を進めました。

(1) 策定委員会等による審議

本計画で示す各種施策を実現するため、保健・福祉・医療の関係者ならびに市民の代表等の有識者で組織する「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」で審議を行いました。

また、地域福祉計画等策定ワーキングチーム会議において、計画策定のための所掌事項の調査、研究等を行いました。

(2) 当事者等の意向の把握（高齢者等実態調査）

高齢者の日常生活や健康状態、社会参加、介護予防等のニーズを把握し、計画策定の基礎資料として生かすため「高齢者等実態調査」を実施し、分析を行いました。また、高齢者の健康状態等を把握するために、国が示す「日常生活圏域ニーズ調査」の手法や「在宅介護実態調査」の内容等を加えて調査を実施しました。

(3) 関係者・関係機関との連携

「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定作業に合わせて、区長及び民生委員児童委員の懇談会や、福祉サービス事業者・団体等ヒアリングを行いました。また、介護保険サービス提供事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する調査や、地域包括ケアを担う地域包括支援センター等との調整を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見をうかがい、その意見を計画に反映させるために、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状

(第2部 裏)

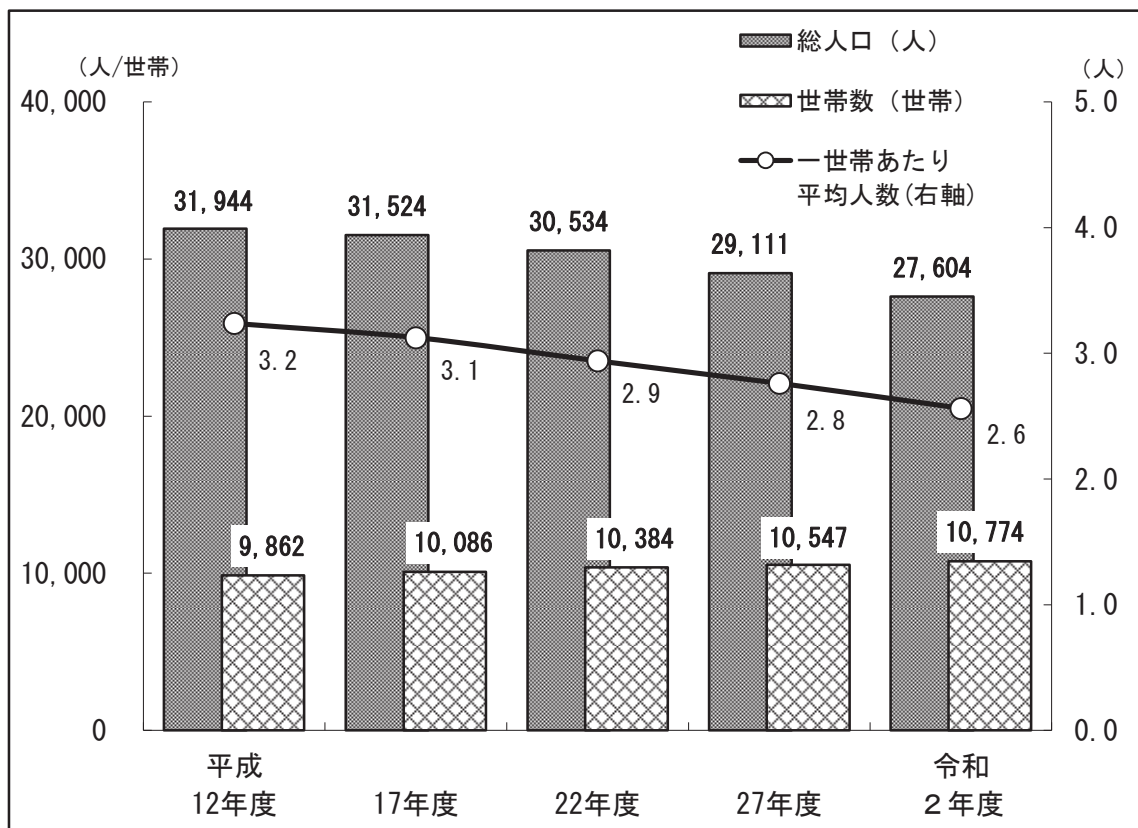
第1節 人口等の状況

1 人口・世帯の推移

本市の総人口の推移をみると、令和2年度は27,604人と減少傾向です。

また、世帯数をみると、令和2年度は10,774世帯で、65歳以上の高齢者一人暮らし世帯が増加しています。

■人口・世帯の推移



■人口・世帯の状況

(単位：人・世帯)

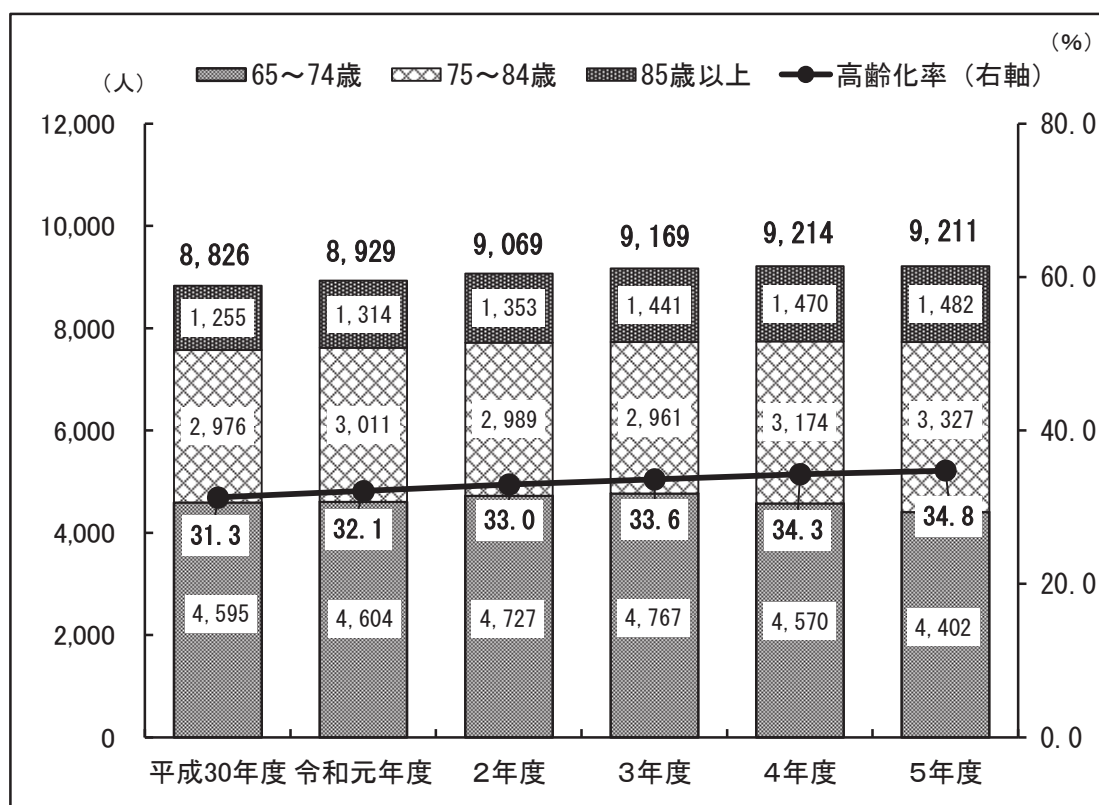
	平成12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度
総人口	31,944	31,524	30,534	29,111	27,604
世帯数	9,862	10,086	10,384	10,547	10,774
高齢者一人暮らし世帯	423	583	759	1,046	1,335

資料：国勢調査

2 高齢者人口・高齢化の推移

高齢者数の推移をみると、65歳以上の人口は、平成30年度に8,826人（高齢化率31.3%）でしたが、令和5年度には9,211人（高齢化率34.8%）に増加しています。また、65歳以上の高齢者数に占める75歳以上の方の割合が高くなっています。

■高齢者数の推移



資料：茨城県常住人口調査結果（10月1日現在）

■65歳以上の人口に占める割合（潮来市）

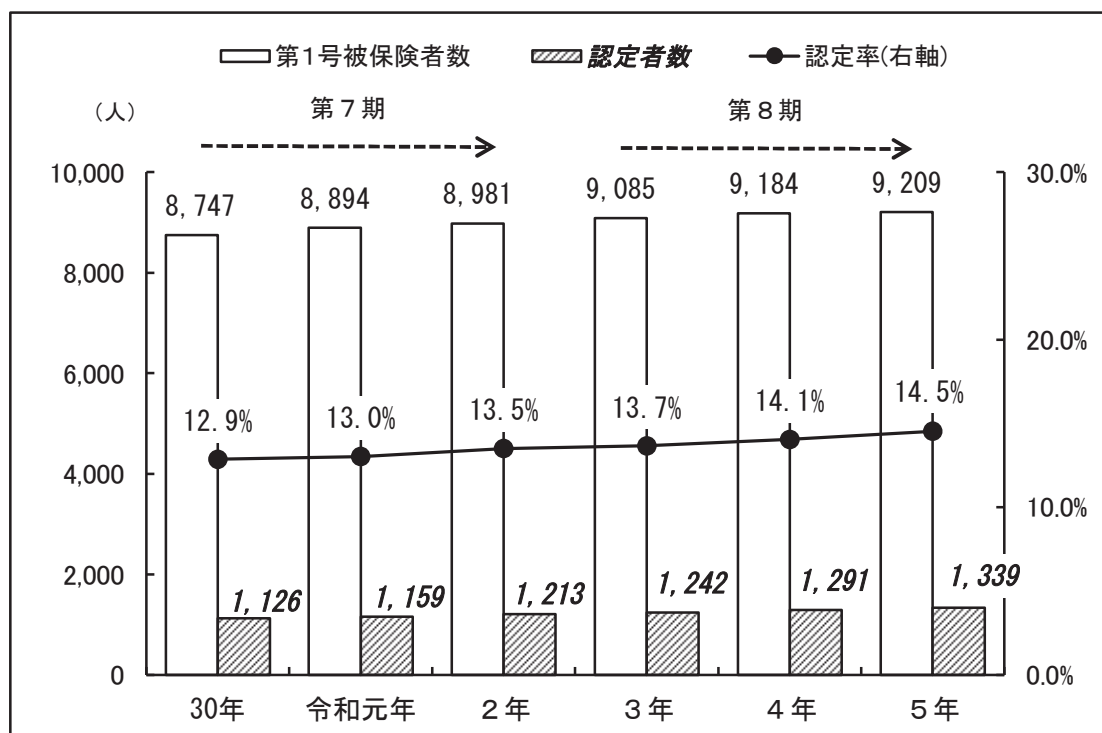
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
65～74歳	52.1%	51.6%	52.1%	52.0%	49.6%	47.8%
75～84歳	33.7%	33.7%	33.0%	32.3%	34.4%	36.1%
85歳以上	14.2%	14.7%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%

3 第1号被保険者数、認定者数の推移

第1号被保険者数の増加とともに認定者数も増加しており、令和5年3月末の認定者数は1,339人となっています。

本市の認定率は令和5年3月末に14.5%で上昇傾向ですが、全国ならびに茨城県と比べると本市は低い状況が続いています。

■第1号被保険者数、認定者数の推移



■第1号被保険者数及び認定者数の推移

		第1号被保険者						
		被保険者 (人)		認定者数 (人)		認定率 (%)		
		人数	伸び率	人数	伸び率	潮来市	茨城県	全国
第7期	平成30年	8,747	-	1,126	-	12.9	15.0	18.0
	令和元年	8,894	1.02	1,159	1.03	13.0	15.3	18.3
	2年	8,981	1.01	1,213	1.05	13.5	15.4	18.5
第8期	3年	9,095	1.01	1,242	1.02	13.7	15.5	18.7
	4年	9,184	1.01	1,291	1.04	14.1	15.6	18.9
	5年	9,209	1.00	1,339	1.04	14.5	15.8	19.0

認定率は、認定者数/被保険者数×100

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

4 要介護度別認定者数の推移

第1号被保険者及び第2号被保険者の要介護度別認定者数の合計は、平成30年3月末の1,162人から令和5年3月末は1,372人で210人増加しています。

■要介護度別認定者数の推移

(単位：人)

区 分		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1号被保険者	平成30年	1,126	108	123	293	150	152	180	120
	令和元年	1,159	140	106	297	176	153	184	103
	2年	1,213	141	146	312	184	153	183	94
	3年	1,242	197	144	300	171	161	173	96
	4年	1,291	218	151	286	212	155	168	101
	5年	1,339	201	171	331	181	175	196	84
第2号被保険者	平成30年	36	2	2	9	9	6	3	5
	令和元年	36	2	3	7	7	6	6	5
	2年	32	2	3	6	6	6	5	4
	3年	33	3	4	6	7	6	5	2
	4年	36	4	1	7	8	5	7	4
	5年	33	4	1	9	10	3	2	4
合 計	平成30年	1,162	110	125	302	159	158	183	125
	令和元年	1,195	142	109	304	183	159	190	108
	2年	1,245	143	149	318	190	159	188	98
	3年	1,275	200	148	306	178	167	178	98
	4年	1,327	222	152	293	220	160	175	105
	5年	1,372	205	172	340	191	178	198	88

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

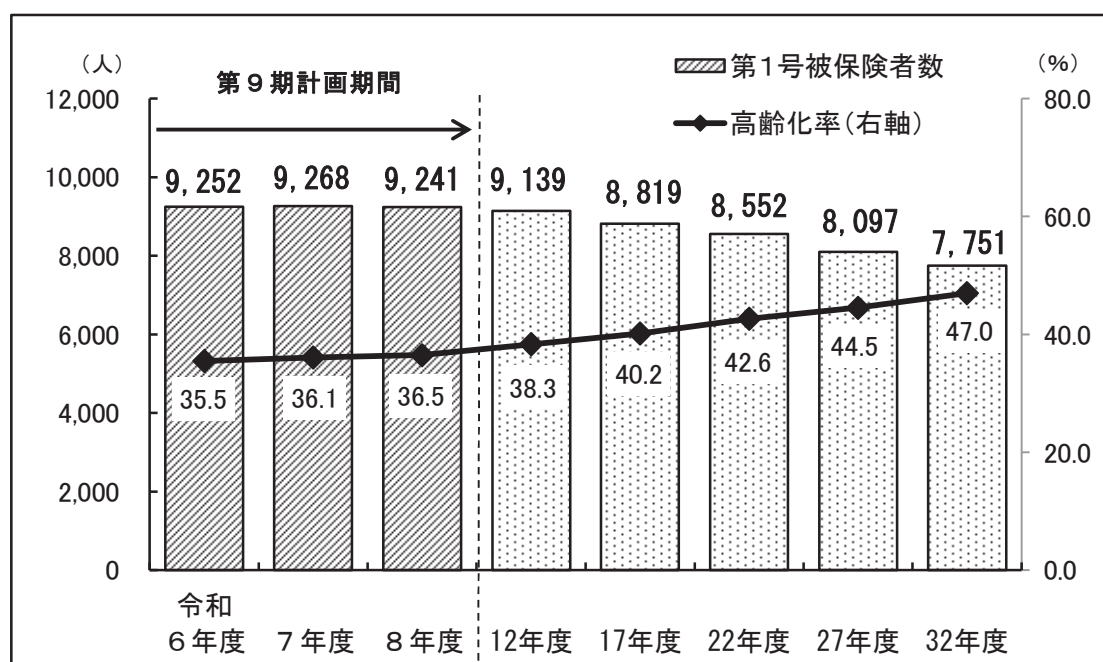
第2節 高齢者人口の予測

1 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

国の地域包括ケア「見える化」システムの推計によると、本市の第1号被保険者数（65歳以上）は令和7年度にピークを迎え、それ以降は減少していきます。しかし、人口の高齢化が進むことで高齢化率は上昇していきます。

第9期計画の令和8年度における第1号被保険者数は9,241人で、高齢化率は36.5%と見込まれます。

■第1号被保険者数、高齢化率の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

■第1号被保険者、第2号被保険者数の推計 (単位：人)

	第9期計画期間		
	令和6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
総数	17,837	17,704	17,536
第1号被保険者数	9,252	9,268	9,241
第2号被保険者数	8,585	8,436	8,295

	令和12年度 (2030)	17年度 (2035)	22年度 (2040)	27年度 (2045)	32年度 (2050)
総数	16,872	15,892	14,742	13,542	12,541
第1号被保険者数	9,139	8,819	8,552	8,097	7,751
第2号被保険者数	7,733	7,073	6,190	5,445	4,790

資料：地域包括ケア「見える化」システム

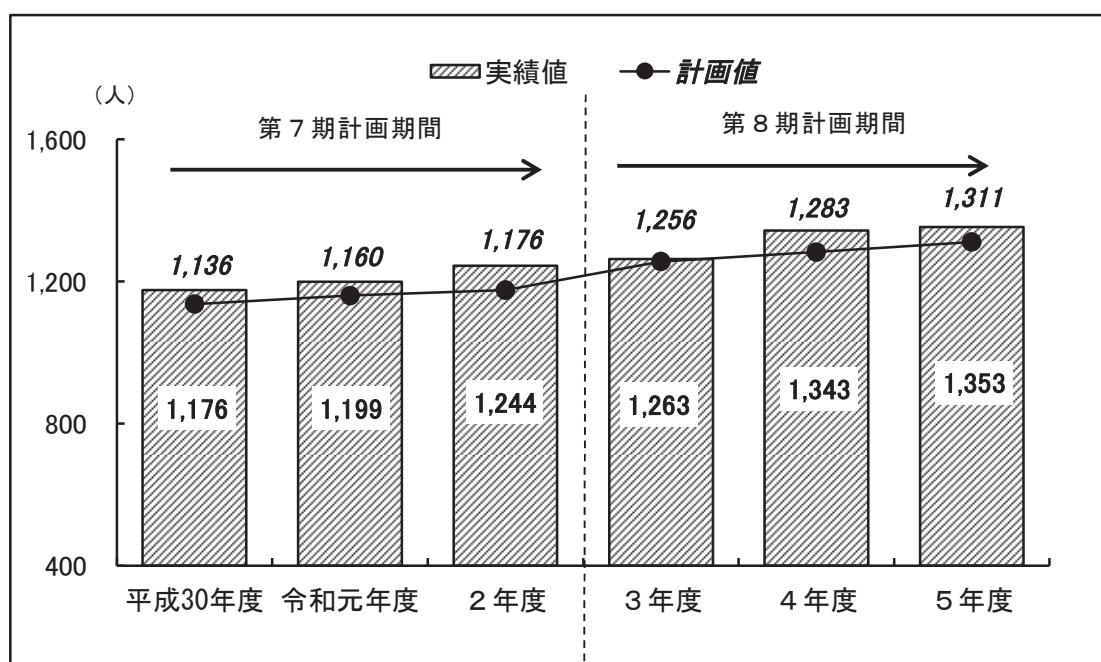
第3節 計画値と実績値の比較

1 認定者数の比較

前々回の第7期計画では認定者数の実績値が計画値をやや上回って推移していたため、第8期計画では現状に合わせて認定者数の増加を見込み推計を行いました。

その結果、第8期計画では令和3年度は見込みに近い値で推移していましたが、令和4年度以降は再び認定者数が計画値を上回って推移している状況となりました。

■ 認定者数の実績値と計画値との比較（第1号被保険者）



資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末）

注）5年度の実績は5月末

2 施設・居住系・在宅サービス利用者数の比較

施設サービス利用者数をみると、令和4年度は合計286人の計画値に対して実績値は279人で、計画値を7人下回っています。

また、居住系サービス利用者数は、第8期計画において特定施設入居者生活介護の見込み数を減らし、認知症対応型共同生活介護の新たな施設整備分を見込みましたが、令和4年度は特定施設入居者生活介護ならびに認知症対応型共同生活介護とも計画値を下回っています。

■施設サービス利用者数の実績値と計画値との比較

(単位：人)

区 分		施設サービス						合計	
		介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第7期	平成30年度	183	182	110	90	0	0	293	272
	令和元年度	186	182	110	100	0	0	296	282
	2年度	189	175	110	99	0	0	299	274
第8期	3年度	182	170	100	99	0	0	282	267
	4年度	185	169	101	110	0	0	286	279
	5年度	189	-	104	-	0	-	293	-

資料：介護保険事業状況報告 年報（1か月あたり利用者数）

■居住系サービス利用者数の実績値と計画値との比較

(単位：人)

区 分		居宅（介護予防）サービス		地域密着型（介護予防）サービス					
		特定施設入居者生活介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第7期	30年度	22	17	43	44	0	0	0	0
	令和元年度	27	14	45	49	0	0	0	0
	2年度	49	11	45	47	0	0	0	0
第8期	3年度	17	10	61	46	0	0	0	0
	4年度	19	9	64	45	0	0	0	0
	5年度	21	-	68	-	0	-	0	-

資料：介護保険事業状況報告 年報（1か月あたり利用者数）

在宅サービス利用者数をみると、短期入所生活介護や短期入所療養介護（老健）では若干計画値を上回る利用がみられたものの、全体として実績値が計画値を下回る状況でした。

■在宅サービス利用者数の実績値と計画値との比較

（単位：人）

	第8期					
	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	比較(%)	計画値	実績値	比較(%)
訪問介護	149	131	88.2%	154	140	91.2%
訪問入浴介護	34	23	68.4%	37	23	62.6%
訪問看護	75	71	94.0%	81	69	84.7%
訪問リハビリテーション	33	22	66.9%	36	25	69.9%
居宅療養管理指導	80	84	104.6%	83	75	90.9%
通所介護	287	258	89.8%	294	277	94.2%
地域密着型通所介護	55	47	85.2%	57	49	86.4%
通所リハビリテーション	112	103	91.8%	115	98	84.9%
短期入所生活介護	51	54	106.5%	52	56	108.0%
短期入所療養介護（老健）	4	6	156.3%	4	9	214.6%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	－	0	0	－
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	－	0	0	－
福祉用具貸与	434	410	94.6%	446	451	101.0%
特定福祉用具販売	6	8	130.6%	7	7	103.6%
住宅改修	4	3	79.2%	6	5	81.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0.0%	1	0	0.0%
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
認知症対応型通所介護	7	0	0.0%	7	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護	2	0	0.0%	2	0	0.0%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
介護予防支援・居宅介護支援	650	611	94.1%	669	662	99.0%

資料：介護保険事業状況報告 年報（1か月あたり利用者数）

比較(%)は、年間合計（12か月）の実績値/計画値*100

3 介護給付及び介護予防給付費の比較

令和3年度及び令和4年度とも、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの給付費は、計画値に対して実績値が下回る状況でした。

総給付費は、令和4年度に計画値で19億6,567万円を見込みましたが、実績値は18億2,722万円で、計画値の93.0%という状況です。

■総給付費の比較

(単位：千円)

	第8期					
	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	比較 (%)	計画値	実績値	比較 (%)
総給付費	1,904,708	1,773,803	93.1%	1,965,673	1,827,218	93.0%
在宅サービス	859,867	836,536	97.3%	873,266	871,585	99.8%
居住系サービス	205,279	162,263	79.0%	217,662	157,587	72.4%
施設サービス	839,562	775,004	92.3%	874,745	798,047	91.2%
第1号被保険者1人あたり 給付費	209	193	92.3%	215	198	92.0%

実績値は、介護保険事業状況報告（年報）。比較は、実績値/計画値*100
「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

第4節 各種事業等の状況

1 在宅福祉事業の状況

市では高齢者や家族等への福祉を進めるため、緊急通報システム事業や外出支援サービス事業等の在宅福祉事業を行っています。

① 徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊のみられる認知症の高齢者の方を介護している家族を支えるために、GPS機能を持つ徘徊探知機を貸出し、24時間体制で徘徊高齢者の居場所を早期に把握し、家族の方にお知らせするサービスを行っています。

② 緊急通報システム事業

65歳以上の一人暮らしで病弱な高齢者の方が、自宅で突然、病気や不慮の事故にあった場合に、端末の緊急ボタンを押すことで、消防署に通報が入り助けを求めることで速やかな援助に努めています。

③ 外出支援サービス事業（移送サービス）

寝たきりや下肢不自由等のため、一般の公共交通機関を利用して医療機関（鹿行地区内）に行くことが困難な高齢者の方に対して、福祉車両で送迎を行うことにより在宅福祉の推進を図っています。

④ 安否確認ふれあい事業

病弱（閉じこもり・うつ等）で、継続的見守りが必要な一人暮らしの高齢者の方に乳製品（ヤクルト）を配達することで安否確認を行い、孤独感の解消を図っています。

⑤ 軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）

要介護状態等でない65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者世帯の方に散歩や買物、寝具類の日干し、身の回りの整理整頓等日常生活を支援し、要介護状態への進行の防止を図っています。

⑥ 在宅高齢者等短期宿泊保護事業

65歳以上の高齢者の方等で、生活管理指導が必要な方に1週間程度の生活習慣等の指導を行い、要介護状態への進行の防止を図っています。

⑦ 地域ケアシステム

援助を必要としている高齢者や障がい者に、民生委員児童委員、保健師、ホームヘルパー、医師、近隣の方々などでケアチームを組み、連携を図りながら在宅生活の援助を行っています。

⑧ 見回り支援事業

60歳以上の一人暮らしの方などを対象に、社会福祉協議会のヘルパーが定期的に訪問活動（安否確認）を行っています。

⑨ 高齢者等ＳＯＳネットワーク事業

地域にお住まいの認知症高齢者の方などが、外出して家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、協力機関等に情報発信し、地域の協力により速やかに発見・保護を行っています。

■在宅福祉事業の実績

	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
①徘徊高齢者家族支援サービス	3件	1件	0件	1件	3件
②緊急通報システム事業	22件	23件	1件	1件	3件
③外出支援サービス事業 (移送サービス)	83名 延べ105名	89名 延べ109名	73名 延べ89名	65名 延べ71名	33名 延べ88名
④安否確認ふれあい事業	9名	6名	5名	7名	10名
⑤軽度生活援助事業 (ヘルパー派遣)	1名	2名	1名	2名	2名
⑥在宅高齢者等短期宿泊 保護事業	延べ319日	延べ234日	延べ404日	延べ 1,012日	延べ576日
⑦地域ケアシステム (ケアチーム数)	142チーム	129チーム	118チーム	106チーム	102チーム
⑧見回り支援事業	延べ122回	延べ100回	延べ117回	延べ131回	延べ100回
⑨高齢者等ＳＯＳネット ワーク事業(登録者数)	21名	24名	27名	30名	31名

資料：高齢福祉課

2 地域支援事業の実施状況

本市は、地域包括支援センターを潮来市社会福祉協議会に委託しています。

また、市内2か所に「高齢者総合相談センター（あやめ、福楽園）」を設置し、地域包括支援センター等と連携して相談支援を行っています。

①介護予防・日常生活支援総合事業

	令和3年度	令和4年度
訪問型サービス		
訪問介護相当サービス	50人	51人
訪問型サービスA	—	—
通所型サービス		
通所介護相当サービス	144人	140人
通所型サービスA	—	—

※人数は1か月あたりの平均利用者数

②介護予防事業

	令和3年度	令和4年度
介護予防スポット訪問事業	0人	1人
介護予防教室（一般介護予防事業対象者）		
転倒予防教室 (実施回数)	延べ 0人 (0回)	延べ 76人 (8回)
介護予防教室（一般高齢者）		
介護予防教室 (実施回数)	延べ 0人 (0回)	延べ 0人 (0回)
シルバーリハビリ体操教室 (実施回数)	延べ 615人 (69回)	延べ 2,743人 (254回)
脳の健康教室 (実施回数)	延べ 0人 (0回)	延べ 114人 (17回)
筋力アップ教室 (実施回数)	延べ 0人 (0回)	延べ 256人 (20回)
水中運動教室 (実施回数)	延べ 0人 (0回)	延べ 69人 (7回)

③包括的支援事業

	令和３年度	令和４年度
包括的継続的マネジメント		
開催回数	４回	１０回
参加延人数	１１９人	２１０人
予防給付マネジメント（要支援１・２）	９０８件	９６６件
総合相談・権利擁護事業		
相談実件数	７７２件	１,０００件
相談延べ件数	８８０件	１,１８８件
訪問延べ件数	１１４件	２４３件
高齢者虐待対応状況	１２件	９件
高齢者実態把握「福楽園・あやめ」	６００件	６００件

④任意事業

	令和３年度	令和４年度
家族介護用品支給事業		
延べ利用者（年度末時点）	６２４人	７６３人
家族介護者教室		
開催回数	０回	０回
参加延べ人数	０人	０人
潮来市成年後見制度利用支援事業		
潮来市長申立件数（制度利用助成）	１件（１件）	０件（１件）

※家族介護用品支給事業は、在宅ねたきり高齢者等に対し、紙おむつや介護に必要な消耗品と交換できる引換券の給付を行うもの。

第5節 高齢者等実態調査の概要

高齢者等実態調査は、第1号被保険者及び要支援・要介護認定者、サービス提供事業者等を対象に高齢者の生活実態や介護サービスのニーズ等を把握する目的で以下の調査を実施しました。

■潮来市高齢者等実態調査結果の概要

事 項	内 容				
調査対象	①第1号被保険者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） （要介護認定を受けていない65歳以上から無作為抽出1,000人） ②要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査）（全員1,016人） ③施設等サービス利用者（全員336人） ④介護サービス提供事業者（介護人材実態調査）（15事業者） ⑤ケアマネジャー（在宅生活改善調査）（25人）				
調査期間	令和5年7月24日から8月7日まで				
調査方法	郵送又はインターネットにより回答 ※④と⑤はインターネットによる回答のみ				
回収状況 （回収率）	①第1号 被保険者 637票 (63.7%)	②要支援・ 要介護認 定者 574票 (56.5%)	③施設等サ ービス利 用者 188票 (56.0%)	④介護サー ビス提供 事業者 9事業者 (60.0%)	⑤ケアマネ ジャー 19票 (76.0%)

① 第1号被保険者調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

第1号被保険者調査の回答者は「要介護認定を受けていない」人が93.2%で、「介護・介助は必要ない」とする人が87.4%でした。

家族構成は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が38.6%で高く、「一人暮らし」は15.7%でした。

週1回以上の外出をみると、「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせて、閉じこもり傾向のある人が21.0%で前回調査とほぼ同じ割合です。

主観的健康観は「とてもよい」と「まあよい」を合わせて81.5%で、前回調査よりも高くなっています。

図 週1回以上の外出

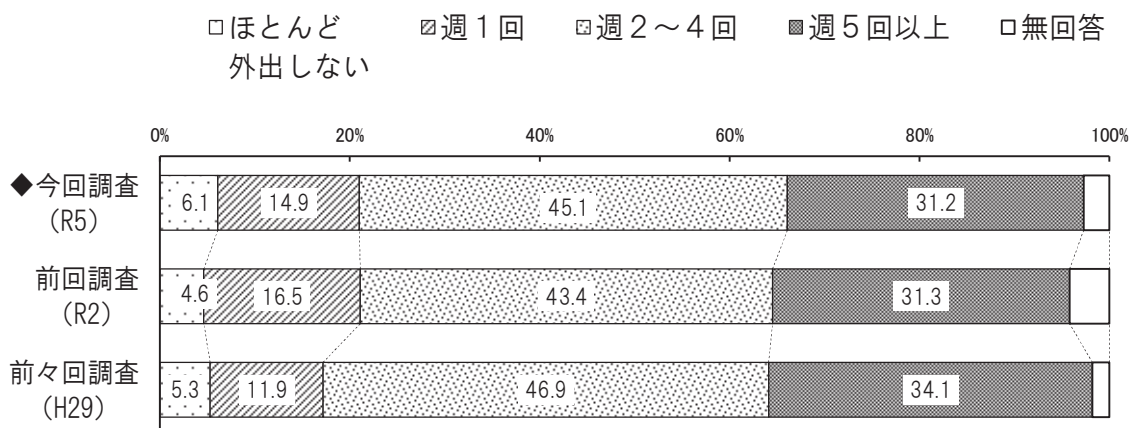
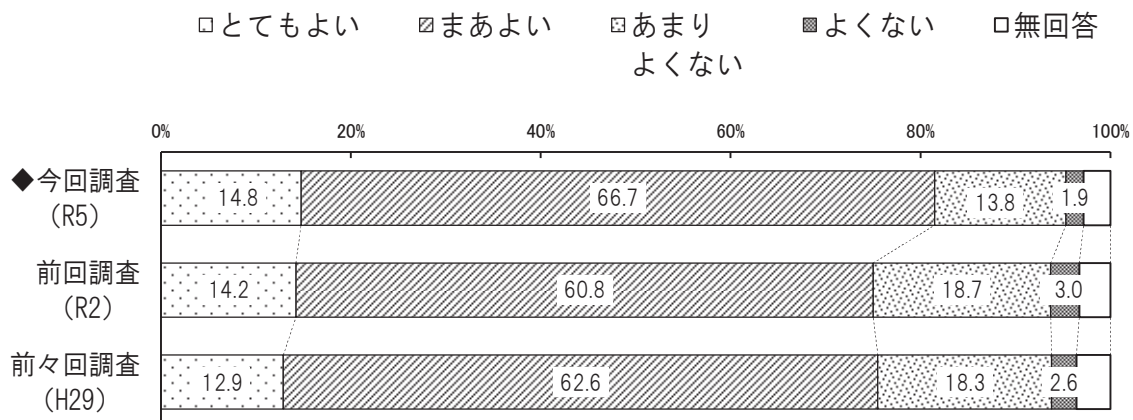
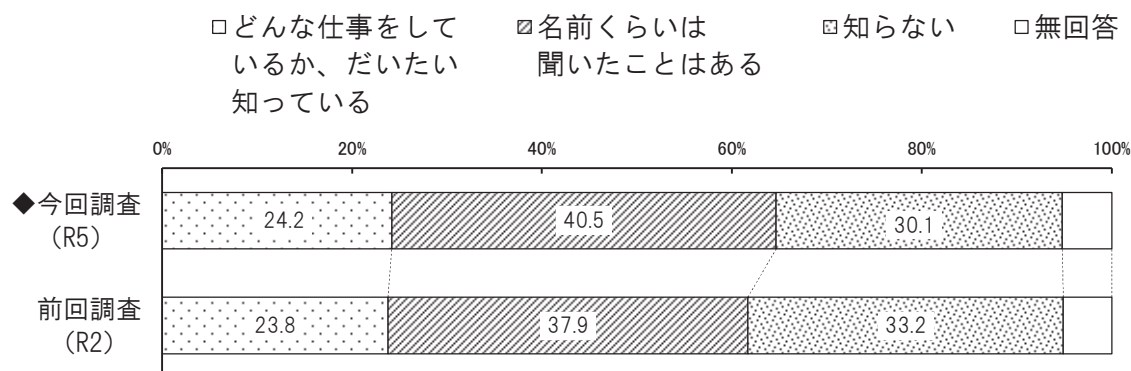


図 主観的健康観



高齢福祉や介護予防などに関して、さまざまな相談に応じる『地域包括支援センター』や『高齢者総合相談センター』の認知度は、「どんな仕事をしているか、だいたい知っている」が24.2%で前回と同様です。「名前くらいは聞いたことはある」とはあると前回調査よりも高い割合です。

図 地域包括支援センターの認知度



『その他、結果の概要』

- 経済状況は「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると31.4%で、前回調査（令和2年）よりも1.7ポイント上昇していました。
- 運動機能が低下している人が全体の13.2%で、前回調査（令和2年）の12.7%と比べて0.5ポイント高くなっていました。
- うつ傾向の人は、全体の35.9%となっていました。
- 地域活動への参加意向は「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせると54.8%です。また、地域活動の企画・運営の参加意向は「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせて32.0%に止まりました。
- 収入のある仕事に「週4回以上」就いている人が14.9%で、前期高齢者だけでみると22.9%いました。
- 健康診断を「毎年受けている」人が52.3%です。健康診断と主観的健康観の関係をみると、健診を受けている人は主観的健康観が高い結果でした。
- 参加したい介護予防の講座や教室は「健康管理」や「頭の体操・脳トレ」「体操・運動」「趣味」などが高く、約4割の人は「とくにない」と回答していました。
- 行政に期待することは「自宅で受ける介護保険サービスの充実」が最も高く、次に「病院や診療所などの医療機関の充実」が続いていました。

② 在宅要支援・要介護認定者調査

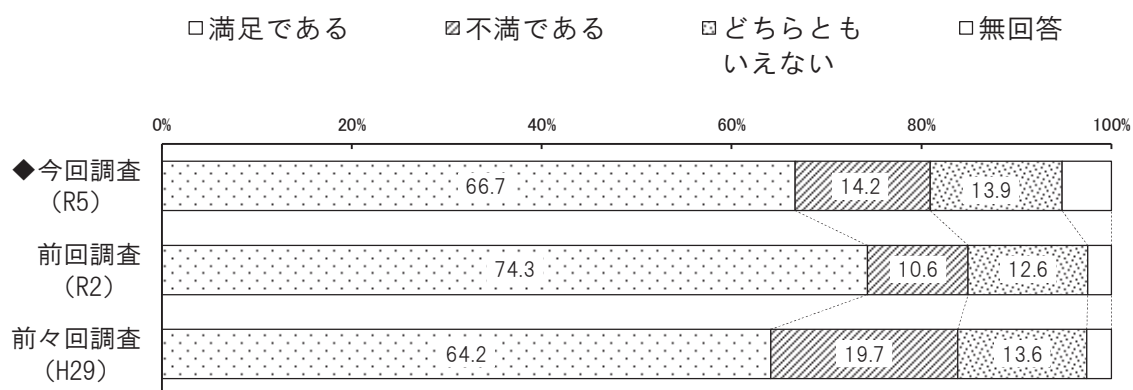
在宅要支援・要介護認定者調査の回答者は、後期高齢者（75歳以上）が84.3%を占めていました。また、一人暮らしの方が20.6%いました。

要介護度は「要支援1」が23.5%で、次に「要介護1」が20.6%で続いており、さらに、認知症と診断されている方が22.3%いました。

介護保険サービス利用者の満足度は「満足である」が66.7%で、前回調査と比べて7.6ポイント低くなっています。

施設入所の意向については、「入所・入居を検討している」が15.2%で前回調査よりも低く、「すでに入所・入居の申し込みをしている」という人も6.3%で低い割合です。

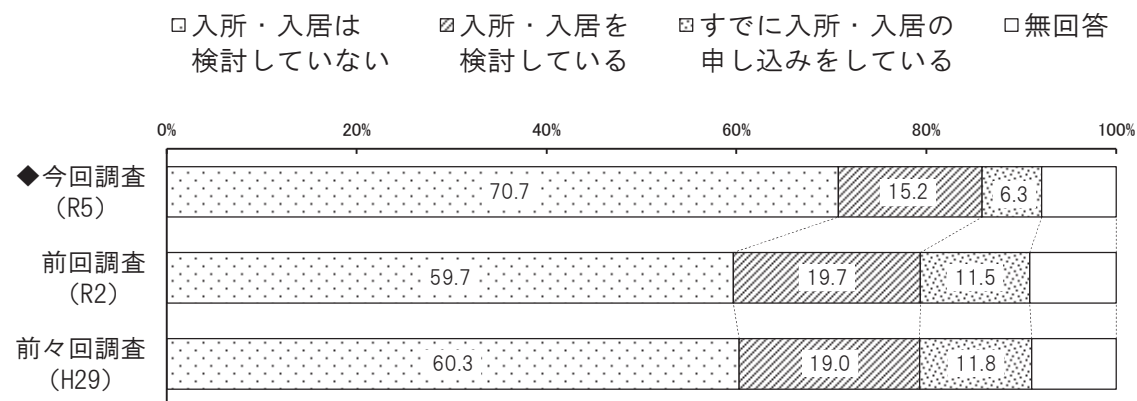
図 介護保険サービスの満足度



【不満と回答した人の自由意見】

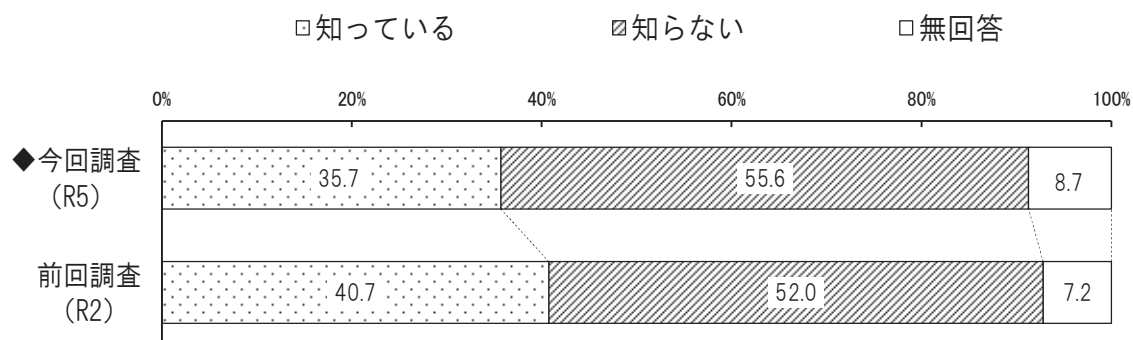
- ・何をしてもらおうのもお金がかかる。・年金が少なくなり暮らしが楽にならない。
- ・施設等へ入居しやすいようにしてもらいたい。
- ・要介護1の場合、介護者が高齢の場合には家事援助の支援を受けられるようにしてほしい。
- ・要介護認定における調査員の判定が、他市に比べて厳しいと感じている。など

図 施設の入所意向



成年後見制度の認知度は「知っている」が35.7%でした。また、成年後見制度を「すでに利用している」人は0.5%でしたが、「将来は利用したい」人が15.3%いました。

図 成年後見制度の認知度



『その他、結果の概要』

- 福祉や介護の相談相手は「ケアマネジャー」が最も高く、次に「家族・親族」、その次に「地域包括支援センター（社協）」が続いていました。
- 介護保険サービスを利用している人が63.8%で、利用していない人の理由は「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が半数を占めていました。
- 介護保険サービスの利用は「福祉用具貸与、福祉用具購入費の支給」が最も高く、次に「通所系のサービス」が続いていました。また、サービス別の満足度では「通所系サービス」が足りないとの回答がやや高い割合でした。
- 認知症への関心をみると、「認知症の予防に効果的な方法」が最も高く、次に「認知症の兆候を早期に発見する方法」が続いていました。
- 自分の意思を伝えられない状態になった時の備えに対し、家族や身近な人への意思の伝達は半数以上が「伝えていない」と回答していました。
- 行政に期待することは、「自宅で受ける介護保険サービスの充実」が最も高く、次に「病院や診療所などの医療機関の充実」が続いていました。
- 家族や親族からの介護は「ほぼ毎日」が38.0%で、主な介護者は「子」が半数を占めています。また、60歳以上の介護者が7割を超えていました。
- 介護者の不安は「外出の付き添い、送迎等」や「入浴・洗身」「食事の準備（調理等）」など多岐に渡っています。
- 介護する家族の困りごとは「精神的な負担が大きい」が特に高く、その家族等への支援として、「介護サービスがもっと利用できること」や「介護者の自由な時間があること」があげられていました。

③ 施設等サービス利用者調査

施設等サービス利用者調査の回答者は、後期高齢者（75歳以上）が82.4%で、要介護3～5の人が68.6%を占めていました。入所している施設は「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が44.7%、「介護老人保健施設（老人保健施設）」が33.0%でした。

現在の施設の入所期間は、「1年～3年未満」が31.4%で最も高く、次に「3年～5年未満」が19.1%が続いています。入所の理由は「身体面で在宅生活ができなくなった」や「家族による介護ができなくなった」が続いていました。

施設等サービス利用者調査では、認知症と「診断されている」人が48.9%おり、後期高齢者だけでみると認知症の診断がある人が53.5%になります。その一方で「有料老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「老人福祉施設（養護老人ホーム）」の利用者は、認知症の診断がない人が大半を占めています。

現在の施設からの退所や他の施設へ入所を希望している人は、「他の施設への入所申込をしている」が5.3%（10人）です。希望としては「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が8人、「介護老人保健施設（老人保健施設）」が2人、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が2人（※複数回答あり）で、すべて現在は「介護老人保健施設（老人保健施設）」の利用者でした。

図 認知症の診断の有無

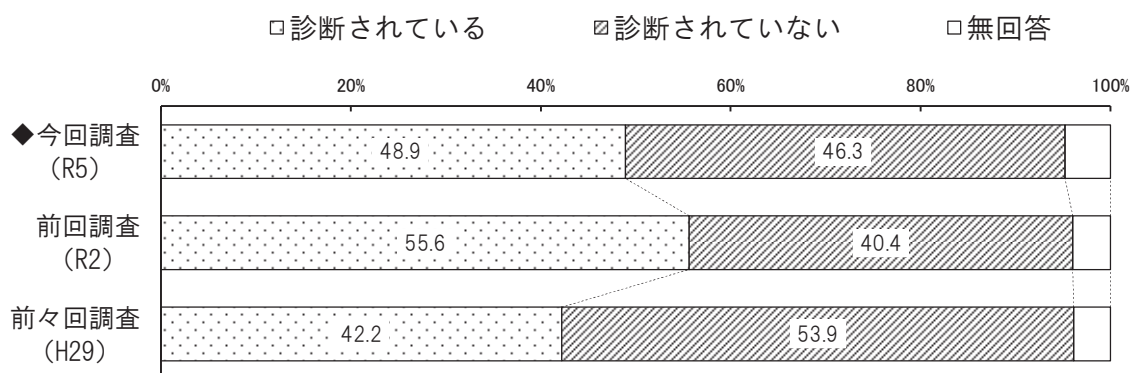
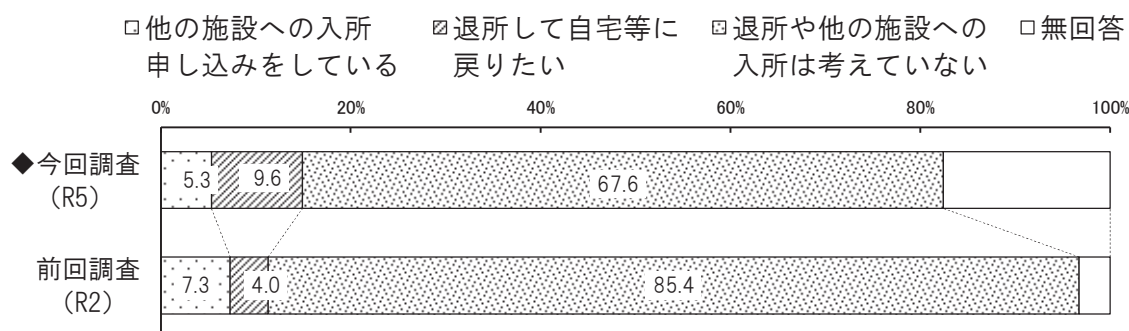


図 退所や他の施設への希望



『その他、結果の概要』

- 施設サービスの内容は、すべての項目で「満足」が高い割合でしたが、『外出』や『レクリエーション』の項目は、満足度がやや低い結果でした。
- 施設が要望を聞いてくれるかは、「よく要望を聞いてくれる」と「どちらかといえば聞いてくれる」を合わせると83.0%で高い割合でした。
- 悩みや心配ごとの相談相手は、「施設の職員」と「家族」「ケアマネジャー」がほとんどです。
- 施設への具体的な改善要望として、コロナ禍で理解しているが面会をもう少し多くしてほしいといった意見や、食事やレクリエーション（楽しみ）の内容を充実してほしい、介護援助の方法などがあげられていました。

【在宅要支援・要介護認定者の意見】

- ・介護用タクシーが身近に使えると良いです。
- ・移動支援の充実。ヘルパーOK、低コスト、気軽に話せる、すぐ決まる様に。
- ・免許証自主返納した為、乗り物がない。市から貰うタクシー券では足りないので小型バスを市で走らせてもらいたい。
- ・紙おむつ等、なぜ民生委員を通さなければならないのか。恥ずかしくて言えないから現金で買っている。
- ・介護用品引換券で敷きパッドなども買えるように、もう少し介護用品の範囲を広げていただきたい。
- ・通院時の介助があると助かります。車いす＋立ち上がりが出来ない＋介護者の膝や足等不調ですので通院が大変です（待ち時間等の長さも含めて）。
- ・特養への入所希望がありますが、要介護2のため入所できません。認定変更の調査にも調査員の方に来ていただきましたが、調査の時だけはしっかりしている。
- ・介護者の方が健康を損ないそうです。もっと簡単に施設が利用出来るようにして欲しいし、施設を増やして待機待ちの日が減るようになると嬉しいです。
- ・もっと介護サービスを充実して欲しい。仕事出来る環境を考えて欲しい。金銭面の負担を少なくしてほしい。福祉の充実を希望します。
- ・一人暮らしの親の介護を遠方から行っていますが、地元にいらない為、どうしても情報がケアマネさん頼りになり判断しづらい場合があります。など

④介護サービス提供事業者調査

介護サービス提供事業者調査の回答は、「訪問系サービス」が22.2%（2事業所）、「通所系サービス」が33.3%（3事業所）、「施設・居住系サービス」が44.4%（4事業所）でした。

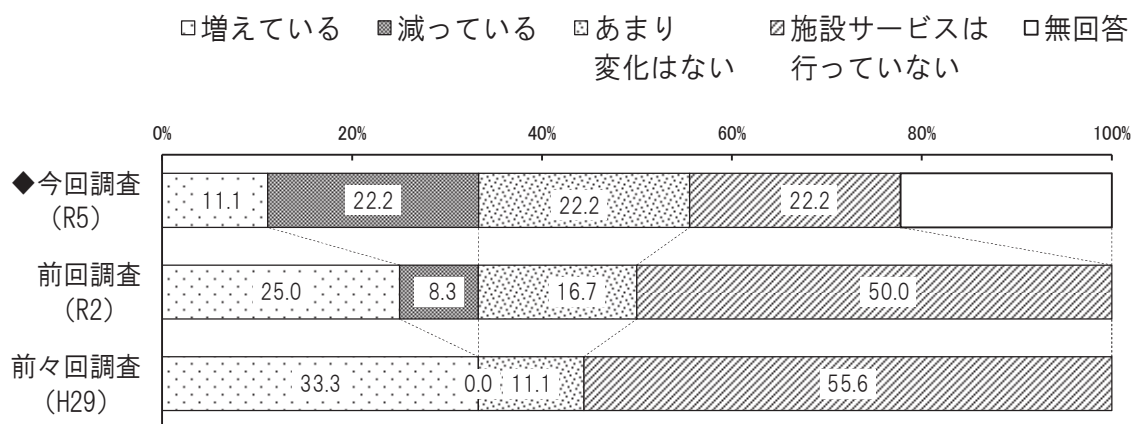
事業者の規模拡大の意向をみると、『通所介護』『短期入所生活介護』『地域密着型通所介護』『認知症対応型共同生活介護』などで規模拡大の意向が見られます。また、市外での介護保険施設の整備や、介護タクシーを予定している事業者も見られました。

運営上の課題としては、介護・看護職員の確保（採用）や慢性的な人材不足、物価高や光熱費、人件費の高騰、職員のやる気の維持といった意見が聞かれました。

利用者の状況をみると、施設サービス事業者は「増えている」が1事業者で、その他は「減っている」「あまり変化はない」という回答でした。

介護人材の状況については、過去1年間の1事業所あたりの採用者数の平均は5.1人で、離職者の平均は3.8人でした。

図 施設・居住系サービス希望者の状況



【規模拡大の意向あり】

訪問系サービス事業者規模縮小→サービス付き高齢者住宅を予定

施設・居住系事業者→グループホームのサテライトを予定（鹿嶋市、神栖市周辺を希望）

→特別養護老人ホームを予定（80名規模で鹿嶋市、神栖市周辺）

→居宅介護事業

→介護タクシー（潮来市、鹿嶋市、神栖市周辺）

⑤ケアマネジャー調査

ケアマネジャーの経験年数は「5年以上」が78.9%を占めていました。

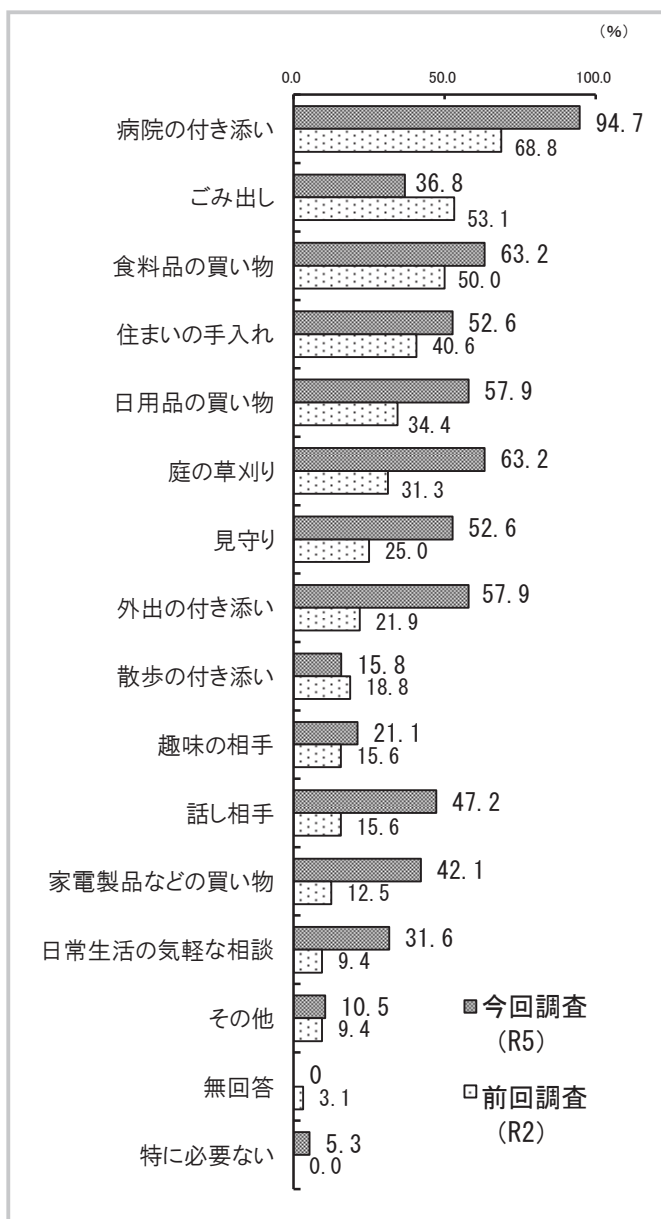
地域に不足する介護保険サービスは、『訪問介護』『訪問看護』『訪問リハビリ』のほか、地域密着型サービスの『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』『夜間対応型訪問介護』『小規模多機能型居宅介護』などがあげられました。

また、必要な生活支援サービスは、「病院の付き添い」が特に高い割合です。

ケアマネジャーが業務を行う中で「医療機関や主治医との連携が足りない」「介護保険以外のサービスが少ない」といった声があり、さらに、職員不足で事業継続が困難になっている状況も見受けられました。

利用者の在宅生活の改善について、現在のサービス利用では、生活の維持が困難になっている人が「いる」と、47.4%が回答していました。特に独居の割合が高く、施設入所もしくは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」といったサービスの充実が望まれていました。

図 必要な生活支援サービス



【ケアマネジャーの主な意見】

- ・民生委員の方との話し合いができるよう、よろしくお願いします。
- ・在宅高齢者等家族介護用品支給について、介護認定結果とは時期も異なり、介護度にあったオムツ券の配布になっていない。介護度と合わせた支給が望ましい。
- ・予防の訪問介護を受けてくれるところが少なすぎる。
- ・認知症対応デイを整備して欲しい。
- ・困難事例でのケアマネへのバックアップ体制を整えて欲しい。
- ・認知症や精神疾患などを抱える高齢者が増加しており、通常のデイだけではなく、認知症対応型通所介護や小規模多機能型施設のように状況に併せた施設が選べると良い。
- ・現場職員の質の確保が必要だと思うので対応の研修会や意識を促す説明会を希望する。

第6節 第8期計画の評価

第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を評価・点検するため、事業・取組の目標ならびにアンケート結果の指標を用いて成果を測ることとしました。以下は、第8期計画の評価結果です。

① 事業・取組の目標

《目標1》 シルバーリハビリ体操の参加者を増やす。

「シルバーリハビリ体操」の参加者について、毎年100人程度の増を見込み延べ参加者数を目標に掲げました。結果は4,700人で目標に達しました。

現状 (令和元年度)	⇒	目標 (令和5年度)	結果 (令和5年度)
4,434 人		4,700 人	延べ参加者数 4,700 人

《目標2》 ふれあい・いきいきサロンの設置数を増やす。

「ふれあい・いきいきサロン」の設置数について、毎年2か所の増を見込み24か所の設置数を目標に掲げました。結果は15か所という状況です。

現状 (令和元年度)	⇒	目標 (令和5年度)	結果 (令和5年度)
16 か所		24 か所	設置数 15 か所

《目標3》 認知症サポーター養成講座の参加者を増やす。

「認知症サポーター養成講座」の参加者について、毎年100人程度の増を見込み延べ参加者数2,000人を目標に掲げました。結果は2,576人で目標に達しました。

現状 (令和元年度)	⇒	目標 (令和5年度)	結果 (令和5年度)
1,671 人		2,000 人	延べ参加者数 2,576 人

② アンケート結果の指標

《指標1》「地域包括支援センター」の認知度を上げる。

第1号被保険者の「地域包括支援センター」の認知度は64.7%で3.0ポイント上昇しましたが、目標の70.0%には達しませんでした。

現状 (令和2年度)	⇒	目標 (令和5年度)	結果 (令和5年度)
61.7%		70.0%	認知度 64.7%

《指標2》「成年後見制度」の認知度を上げる。

第1号被保険者の「成年後見制度」の認知度は44.1%で3.4ポイント上昇しましたが、目標の50.0%には達しませんでした。

現状 (令和2年度)	⇒	目標 (令和5年度)	結果 (令和5年度)
40.7%		50.0%	認知度 44.1%

《指標3》介護保険サービス利用者の満足度を上げる。

要支援・要介護認定者の介護保険サービス利用者の満足度は75.0%を目標の指標に掲げましたが、アンケート結果は66.7%に止まりました。

現状 (令和2年度)	⇒	目標 (令和5年度)	結果 (令和5年度)
74.3%		75.0%	満足度 66.7%

【総括】

コロナ禍において、地域で集まって事業を行うことが困難な状況が続きました。

その中でも、シルバーリハビリ体操や認知症サポーター養成等については順調に取組が推進されました。

アンケート結果の指標については、「地域包括支援センター」や「成年後見制度」は、広報紙やパンフレット等で周知に努めた結果、認知度は上昇しましたが、目標値には達しなかったため、引き続き周知や情報の提供方法が課題となります。

また、介護サービス利用者の満足度が前回調査よりも減少しています。アンケートの意見では、経済的負担、サービスの使いやすさ、要介護認定の問題、施設等へ入居のしやすさ等の意見等があげられており今後の課題となります。

第7節 計画課題の整理

◆介護保険サービス基盤の確保・充実について

高齢化が進んでおり、要介護認定者数は計画値を上回って増加しています。

しかし、介護保険サービスごとの利用状況は、計画値を下回っている状況です。また、要介護認定率は上昇していますが、全国や茨城県と比較すると、潮来市は低い割合で推移しています。

【主な課題】

- ・地域密着型介護保険サービス事業等の確保、充実
- ・介護保険サービスの周知と利用の促進

介護サービス基盤が十分整っていない
サービス利用が伸びていない

◆在宅生活を続けられる環境整備について

一人暮らし高齢者が増加しています。地区の民生委員や区長が気になる世帯への声かけや、福祉へのつなぎなど行っています。

地区懇談会では、高齢の一人暮らしの方でも在宅生活を続けられるよう、在宅福祉事業を充実してほしいとの意見等があげられていました。

【主な課題】

- ・地域住民等による見守り体制の充実
- ・生活が継続できる在宅福祉事業の充実

地区懇談会やケアマネから在宅福祉サービスの充実を望む意見等がある

◆介護予防、認知症予防の取組について

後期高齢者になると要介護認定率が高くなります。人生100年時代を迎え、いつまでもいきいきと自分らしく生活できるよう、早期からの介護予防や認知症予防に取り組むことが大切です。

【主な課題】

- ・一般高齢者を対象とする介護予防教室（シルバーリハビリ体操、脳の健康教室等）の充実
- ・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる施策
- ・住民参加型の「介護予防・日常生活支援総合事業」等の充実

認知症基本法に基づく取組や、地域共生社会の実現に向けた住民の理解が求められる

など

(裏白)

第3章 基本的な考え方

(第 3 章裏)

第1節 第9期計画の基本理念

1 基本理念

笑顔で安心して暮らせる 潮来



第9期計画では、団塊の世代が75歳以上になる令和7年を迎えることに加え、今後、団塊ジュニアが65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えるとされる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視野に立って取組を推進する必要があります。

地域における認知症施策の取組や介護サービス体制の整備促進、複雑化・複合化した福祉課題への対応など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け引き続き推進していきます。

また、高齢者が笑顔で安心して暮らせるよう、健康づくりや介護予防の一体的な推進を図るとともに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者など、支援を必要とする方々への対応等を充実させていくことが大切です。

第9期計画において、地域福祉の推進と合わせて地域共生社会の実現を目指し、高齢者がいきいきと活動的に暮らし、また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現に取り組んでいきます。

2 基本目標と施策体系

基本目標1：健康づくり・介護予防の推進

【目指す姿】

＊健康づくりや介護予防の取組が充実し、高齢者が生きがいをもって、元気にいきいきと暮らしています。

- 高齢者の健康の維持・増進に努めるとともに日常的な運動やレクリエーション、学びの機会を通じて、高齢者の健康づくりや社会参加を推進していきます。また、高齢者の就労機会の創出に努めていきます。
- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、介護・医療・健診情報等を活用し、保健事業と介護予防事業を一体的に推進します。また、介護予防・日常生活支援総合事業にあたっては、ボランティア等多様な住民が参加し、地域において多様な介護予防事業を提供していけるよう準備を進めていきます。

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

- 1-1 高齢者の健康づくりや社会参加を進めよう
 - (1) 健康づくり活動を推進します
 - (2) 交流機会を推進します
 - (3) 就労機会を創出します
- 1-2 保健事業と介護予防事業を一体的に進めよう
 - (1) 保健事業を充実します
 - (2) 介護予防事業を推進します

基本目標２：安心して暮らせるサービス基盤の確保

【目指す姿】

＊在宅生活を支える生活支援サービスが充実し、質の高い介護保険サービスが提供されることで、高齢者が安心して暮らしています。

- 介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で支援やサービスを受けて安心して暮らせるよう、介護保険サービス基盤を充実していきます。
- 適切な介護サービスを使えるよう地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターなどを通じて情報提供するとともに、介護サービスの質の向上と介護サービスの提供体制を充実していきます。
- 一人暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしを送れるよう、生活支援サービスを充実していきます。

基本目標２ 安心して暮らせるサービス基盤の確保

2-1 介護サービス基盤を充実しよう

- (1) 居宅サービスを充実します（介護保険サービス）
- (2) 地域密着型サービスを充実します（介護保険サービス）
- (3) 施設サービスを充実します（介護保険サービス）
- (4) 低所得者への配慮を推進します

2-2 介護サービス提供体制を充実しよう

- (1) 情報提供・相談体制を充実します
- (2) 介護給付等の適正化を推進します
- (3) 介護保険サービス等の苦情処理体制を推進します
- (4) 指導・助言及び支援・評価体制を充実します

2-3 生活支援サービスを充実しよう

- (1) 在宅生活支援サービスを充実します
- (2) 家族介護支援サービスを充実します

基本目標3：尊厳のある暮らしの形成

【目指す姿】

＊認知症高齢者やその家族に対する支援が充実し、認知症に対する地域の理解が深まることで、高齢者が尊厳をもって自分らしく暮らしています。

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の主旨を踏まえ、認知症の人ができる限り自分らしく暮らせる社会を実現していくため、認知症に対する正しい理解促進に努めます。また、認知症の人ができる限り自分らしく暮らし続けられるよう、認知症高齢者の支援を充実していきます。
- 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、関係機関と密接に連携した支援体制を構築することで高齢者虐待防止対策を推進していきます。

基本目標3 尊厳のある暮らしの形成

- 3-1 認知症高齢者の支援を充実しよう
 - (1) 認知症施策を推進します
 - (2) 認知症予防を推進します
 - (3) 権利擁護を促進します
- 3-2 高齢者虐待防止対策を充実しよう
 - (1) 高齢者虐待防止体制を整備します
 - (2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発を推進します

基本目標4：笑顔で暮らせる福祉のまちづくり

【目指す姿】

＊地域住民の見守り活動や支え合いによる福祉が充実することで、高齢者が住み慣れた地域において笑顔で暮らしています。

- 地域包括支援センター運営協議会等において、地域課題やニーズを把握し、地域の特性や実情を踏まえた地域包括ケア体制を充実していきます。
- 誰もが安心して笑顔で暮らせる地域共生社会の実現を目指し、地域全体で温かく高齢者を見守っていく福祉のまちづくりを推進します。また、高齢者等の交通弱者の移動手段や、高齢者の住まいの確保等を推進します。さらに、災害時等に備えた防災・防犯対策を推進します。

基本目標4 笑顔で暮らせる福祉のまちづくり

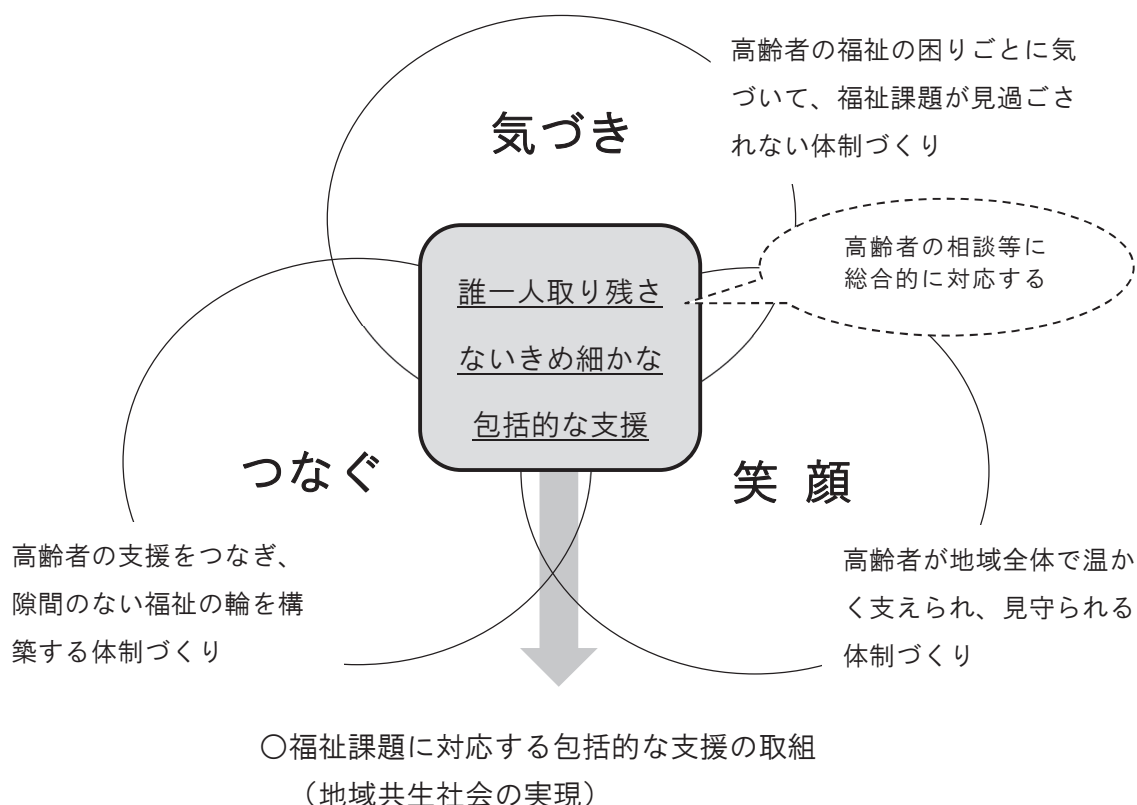
- 4-1 地域包括ケア体制を充実しよう
 - (1) 地域包括支援センター等の運営を充実します
 - (2) 地域包括ケアを推進します
- 4-2 福祉のまちづくりを進めよう
 - (1) 地域福祉活動を推進します
 - (2) 災害時や緊急時の支援体制を確立します
 - (3) 高齢者の住まいを確保します
 - (4) 福祉のまちづくりを推進します

第2節 本市における包括的な支援の取組

現代社会において、世帯の中で福祉課題が複雑化・複合化しているケースや、制度の狭間にあるケースが発生しており、高齢、障がい、児童等の分野ごと従来の縦割りの対応だけでは困難になってきています。

本市では「潮来市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）」において、市民からの困りごと、相談等に対して、「気づき」「つなぐ」「笑顔」といった取組を総合的に行うことで、誰一人取り残さないきめ細かな包括的な支援を充実させていくこととしています。潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）においても、高齢者の相談等に対応するきめ細かな包括的な支援に努めていきます。

■総合相談体制（包括的な支援）のイメージ



第3節 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいきます。

(1) 在宅医療・介護連携を推進します

①在宅医療と介護の提供体制の充実

本市では、地域住民への普及啓発に向けて、水郷医師会や潮来保健所等と連携して講演会など行ってきました。医療と介護は切り離せない関係であるため、地域の現状把握を進めるとともに、在宅医療・介護連携拠点を確保し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制に努めていきます。

②高齢者の在宅生活を支える人材（財）の育成・確保

高齢者の在宅生活を支えていくため、福祉と医療の情報の共有化や、連携に対応できる介護人材（財）の育成・確保に努めていきます。

③多様で柔軟な介護サービスの提供

在宅生活を送る上で、現在、地域に不足している介護保険の地域密着型サービス等について、多様で柔軟な介護サービスを提供できるよう事業者の参入に努めていきます。

(2) 認知症施策を推進します

①認知症の地域支援やケア向上の充実

認知症の高齢者やその家族に対する地域の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに3名を配置しています。また、「いたこハートカフェ（認知症カフェ）」を地域のグループホームの協力により支援しており、引き続き地域と連携して認知症施策を推進します。

また、認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報については、認知症ケアパスを作成・配布するなど周知と活用に努めていきます。

②認知症初期集中支援チームの活動の充実

認知症発症による行動や心理症状等の発生後の対応のほか、予防的な対応の充実を図っていく必要があります。行方市と連携して認知症サポート医を確保し、初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームの活動を充実していきます。

③認知症に対する地域のネットワークの推進

認知症予防を目的とするプログラムを各介護予防教室に取り入れるとともに、認知症サポーターの養成と活躍の場の確保ならびに「オレンジコーディネート」を配置するなど地域とのネットワークを充実し、認知症施策の推進に努めていきます。

(3) 生活支援サービス・介護予防事業を充実します

①生活支援体制整備の構築

地域住民が連携し多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加を推進していきます。生活支援体制の第1層と第2層の協議体にそれぞれ生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズ、地域資源の把握、互助を基本とした住民主体による生活支援サービスの資源開発などに取り組みます。

また、高齢者が地域での暮らしを継続するためには、外出支援や病院の付き添い、買い物、ゴミ出しといった生活支援の充実が求められます。そのため、高齢者等ごみ出し支援事業や地域住民によるサポーターを募集し、支え合いの地域づくり活動を推進していきます。

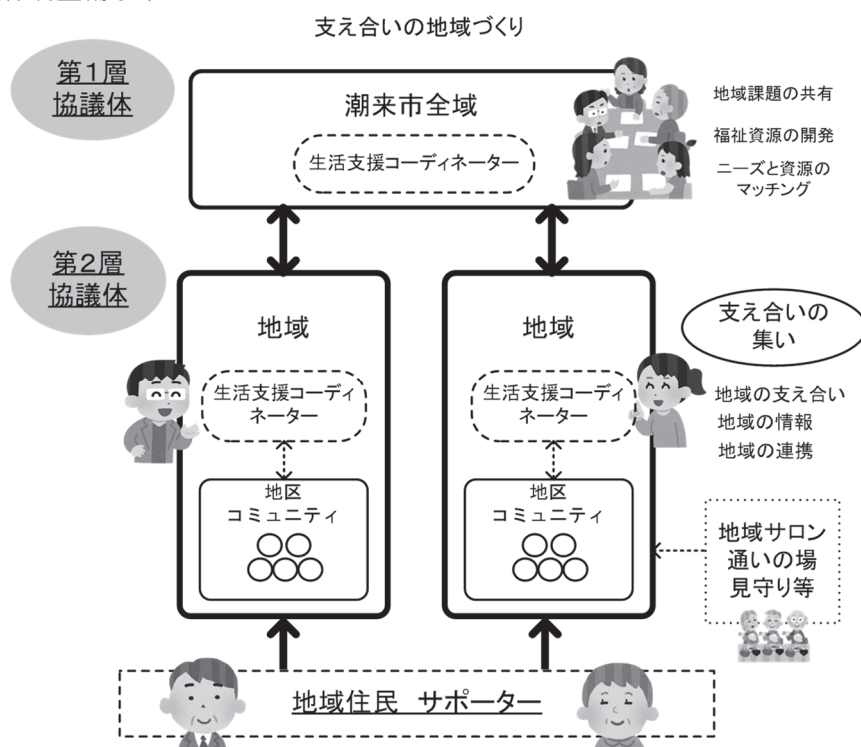
②地域活動と連携した介護予防事業の充実

社会福祉協議会が支援している「ふれあい・いきいきサロン」について、介護予防事業修了者による自主的な活動を支援していきます。また、地域の方々が主体的に、そして多世代が交流できるよう、シルバーリハビリ体操指導士や認知症サポーターなど地域の活動と連携して充実していきます。

③高齢者の生活を支える多様な地域組織の育成

地域の社会福祉法人やボランティア団体、NPO法人、民間企業等による協議体によって、本市にふさわしい生活支援サービスや介護予防の取組が進められるよう体制整備を図っていきます。

■生活支援体制整備事業のイメージ



(4) 安心して暮らせる地域共生社会を推進します

①高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者のニーズに応じた住まいを確保していくことが大切です。ニーズが比較的高い認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備に努めていきます。

②高齢者が安心して暮らせる地域共生社会

本計画において「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合性を図りながら地域福祉活動を推進するとともに、介護サービス提供基盤の確保し、高齢者が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防または軽減もしくは悪化の防止に向け、取組指標を定めて取り組みます。

◆取組指標◆

	実績	第9期計画 目標		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援体制整備事業の第2層協議体会議回数（準備会議を含む）	4回	12回	18回	24回
シルバーリハビリ体操（参加者数）	2,743人	2,850人	2,900人	2,950人
ふれあい・いきいきサロン（設置数）	11か所	12か所	13か所	16か所
認知症サポーター養成講座（延べ参加者数）	延べ2,184人	延べ2,560人	延べ2,794人	延べ3,028人

第4節 日常生活圏域の設定

本市は、人口、地理的条件やサービス提供の状況、施設の位置などから、市全体を1つの日常生活圏域として設定して、各種施策・事業を進めます。

(裏白)

第4章 施策の展開

(第4章裏)

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

1-1 高齢者の健康づくりや社会参加を進めよう

(1) 健康づくり活動を推進します

- 関係機関と連携して高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう啓発活動に努めるとともに、市民及び地域の関係団体が協力して、高齢者がいきいきと元気に暮らせるよう、健康づくり活動を推進します。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
健幸づくり事業の推進	・主体的に健康づくりに取り組めるよう、健幸ポイント事業や、ポールウォーキング、ウォーキングサッカー等の普及啓発に努めます。 ・健幸づくり事業について、広報紙やホームページ等を活用しての情報提供に努めます。	かすみ保健福祉センター
水中運動教室の実施	・水に親しみながら心と体の健康増進を図り、お互いの親睦を深められるよう水中運動教室を開催します。	高齢福祉課
高齢者スポーツの推進	・鹿行地区スポーツ・レクリエーション大会(グラウンドゴルフ)の参加支援や、ニュースポーツとしてボッチャの推進など、高齢者の健康増進を図ります。	生涯学習課

(2) 交流機会を推進します

- 高齢者の生きがいや学習意欲を受け止める場として悠々塾の開催、地域のボランティア活動や健康維持のためのスポーツ大会へ参加する高齢者クラブの支援など、地域の交流機会など様々な社会参加の創出に努めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
高齢者クラブの支援	・感染症対策等を講じながら、潮来市高齢者クラブ連合会の自主的な活動・取組を推進するほか、会員数の確保に努めます。	高齢福祉課
悠々塾など生涯学習の参加支援	・受講生が自発的に考え提案し、年間を通じて全体講座と専門講座で学ぶほか、クラブ活動や地域社会へのボランティア活動等に高齢者の力を発揮していけるよう実施します。	高齢福祉課
地域団体への活動支援	・食生活改善推進員連絡協議会などの活動の促進や育成を図ります。 ・高齢者クラブ、悠々塾への協力を通じて、高齢者の健康づくり活動を支援します。	かすみ保健福祉センター

(3) 就労機会を創出します

- 団塊の世代が高齢期を迎えるとともに、高齢者の就労に対する能力や意欲も多様化することが予想されるため、シルバー人材センターを中心に生きがいづくり等につながる就労機会の創出を図ります。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
シルバー人材センターの運営	・ 高齢者の能力や意欲を活かし、生きがいに結びつく機会が確保されるよう、多様な就労機会の確保に努めます。 ・ 新規会員の加入促進に努め、勧誘や事業所の PR をしていきます。	高齢福祉課
介護ボランティアポイント制度等の検討	・ 市が指定した介護保険施設や事業においてボランティア活動に対してポイントを付与する「介護ボランティアポイント制度」等について検討します。	高齢福祉課

1-2 保健事業と介護予防事業を一体的に進めよう

(1) 保健事業を充実します

- 高齢者等が健康課題や自分自身の健康づくりに目標を持って取り組むことができるよう、個別の健康を支援する相談・教育事業を推進します。
- 脳血管疾患や重症化など本市の疾病課題に対応できるよう、特定健診等の保健活動と連携して生活習慣病の予防を推進します。
- 感染症の拡大防止に努めるとともに、肺炎やインフルエンザ等感染予防に関する知識を普及・啓発します。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
特定健康診査・特定保健指導	- 生活習慣病の予防ため、高血糖、脂質異常、高血圧、糖尿病性腎症の重症化などの予防対策・保健指導を推進します。 - 健診未受診者へ受診勧奨するなど医療機関と連携して受診率の向上に努め、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	市民課 かすみ保健福祉センター
後期高齢者健診	75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施します。 - 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に基づき、糖尿病等重症化予防対象者への保健指導に努めます。	市民課 かすみ保健福祉センター
がん検診	がん検診を受けやすい環境整備に努めるとともに、がん検診の受診勧奨によって、早期発見・早期治療に結びつけます。	かすみ保健福祉センター
感染症の予防	新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、インフルエンザ等重症化しやすい感染症に関しては一部公費負担で受けることができる予防接種を実施し、感染予防に努めます。	かすみ保健福祉センター
健康ファイル事業	健診結果や自分のからだの状態を理解する健康ファイルの内容を見直しながら、新規の健診受診者が自ら活用できるよう配布します。	かすみ保健福祉センター
保健指導 (ハイリスクアプローチ)	健診結果をもとに糖尿病等生活習慣病が重症化しやすい対象者を明確にし、医療機関を適切に受診できるよう生活習慣改善指導を行います。	かすみ保健福祉センター
健康相談	健診当日の保健指導及び結果説明会の活用のほか、健幸ポイント事業の普及と合わせながら、自ら健康管理ができるように支援します。	かすみ保健福祉センター
健康教育 (ポピュレーションアプローチ)	健幸づくり事業として講話の機会の拡大を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に基づき、通いの場へ積極的に介入し、健康教育を行います。	かすみ保健福祉センター

(2) 介護予防事業を推進します

- 介護予防・生活支援サービス事業について、緩和した基準によるサービスや、ボランティア等住民主体による多様なサービスの導入に努めていきます。
- 介護予防の意義や重要性について周知を進めるとともに、介護予防事業の充実に取り組みます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
多様な訪問型サービスの実施	・「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」や、ボランティア等住民主体による「訪問型サービスB（住民主体による支援）」の導入を検討します。	高齢福祉課
多様な通所型サービスの実施	・「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」や、ボランティア等住民主体による「通所型サービスB（住民主体による支援）」の導入を検討します。	高齢福祉課
その他生活支援サービス	・要支援者等に対して栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供できるよう検討を進めます。	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント	・本人の意欲を高め、できることを増やしていくケアマネジメントの強化や、要介護状態に至る直接的・間接的な原因にも着目した介護予防のケアマネジメントに努めます。 ・地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が介護予防プランを作成し、また、必要に応じて委託先と連携しケアマネジメントを行います。	高齢福祉課

② 一般介護予防事業

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
介護予防把握事業	・高齢者総合相談センターと連携するほか、民生委員児童委員等による情報収集など通じて、生活機能の低下のある高齢者を把握して関係機関につなぎ、介護予防活動へつなげます。	高齢福祉課

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
介護予防普及啓発事業	<転倒予防教室> ・理学療法士等の指導のもと、転倒予防に関する知識を習得してもらう教室を行います。 <にっこり健集会（やさしい体操）（社協自主事業）> ・転倒予防教室の参加者による自主活動として体操を継続しています。 <水中運動教室> ・水泳指導者の指導のもと、水の浮力や抵抗力を利用し、関節に負担をかけず運動機能を向上させる教室を行います。 <介護予防教室> ・地域で活動する高齢者団体などからの依頼を受け、地区の集会所などに出向き、介護予防の知識に関する普及啓発する教室を行います。 <脳の健康教室> ・認知症を予防し、脳細胞の活性化につながる教室を行います。 <筋力アップ教室> ・健康運動指導士の指導のもと、筋力の維持向上を目指す教室を行います。 <楽習塾OB会（自主事業）> ・計算・読み書き等の脳トレを継続的に実施し、認知症の予防を行います。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）
地域介護予防活動支援事業 <健康アップ教室>	・シルバーリハビリ体操指導士の育成や指導士が実施する介護予防活動を支援します。 ・介護予防普及啓発事業の教室終了後も、介護予防効果の維持向上を目指して、各公民館や集会所などの「健康アップ教室」を開催します。	高齢福祉課
一般介護予防事業評価事業	・介護予防事業について、より効果的な施策展開を行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターが連携・協力し、高齢者の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況进行评估します。	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業	・介護予防の取組の機能を強化するため、通所・訪問・地域ケア会議・地域サロンなど住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等の実施に向けて検討します。	高齢福祉課

基本目標 2 安心して暮らせるサービス基盤の確保

2-1 介護サービス基盤を充実しよう

(1) 居宅サービスを充実します（介護保険サービス）

- 居宅サービスについては、「自立支援」をより徹底する観点に立ち、各サービスを提供します。
- 居宅介護支援事業所をはじめ、各サービス提供事業者と連携して、一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供の確保に努めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	・ 食事や洗濯、掃除、身の回りの世話、買い物、通院介助等、必要な家事・介護サービスの適正な利用に努めます。	高齢福祉課
訪問入浴介護	・ 入浴が困難な寝たきりのお年寄りなどの家庭へ、入浴施設や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問する入浴介助の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
訪問看護	・ 訪問看護ステーションの看護師や保健師等が家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら病状に応じた訪問看護の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
訪問リハビリテーション	・ 理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるための訪問リハビリテーション（機能訓練）の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
居宅療養管理指導	・ 医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う居宅療養管理の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
通所介護 (デイサービス)	・ 健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供する通所介護の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
通所リハビリテーション (デイケア)	・ 介護老人保健施設や医療機関等に通い、理学療法士や作業療法士による通所リハビリテーションの適正な利用に努めます。	高齢福祉課
短期入所生活介護 (ショートステイ)	・ 短期間、介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等を行う短期入所生活介護の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
短期入所療養介護 (老健、病院等、介護医療院)	・ 短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供する短期入所療養介護の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
福祉用具貸与	・ 日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための福祉用具貸与の適正な利用に努めます。	高齢福祉課

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
特定福祉用具購入	・ 居宅において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入費を支給する特定福祉用具購入の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
住宅改修	・ 手すりの取付けや段差解消などの住宅改修の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
特定施設入居者生活介護	・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などで入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを行う特定施設入居者生活介護の確保と適正な利用に努めます。	高齢福祉課
居宅介護支援・介護予防支援	・ 介護支援専門員によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービス提供確保に向けた連絡調整等を行う居宅介護支援・介護予防支援の適正な利用に努めます。	高齢福祉課

(2) 地域密着型サービスを充実します（介護保険サービス）

- 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市町村がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。
- 認知症高齢者への対応や地域包括ケアを推進する必要性などから、在宅生活が可能となる地域密着型サービスの新規事業参入を促進します。

（ サービス概要 ）

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・ 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携して対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の確保に努めます。	高齢福祉課
夜間対応型訪問介護	・ 夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を包括的にサービス提供する夜間対応型訪問介護の確保に努めます。	高齢福祉課
地域密着型通所介護	・ 小規模通所介護事業所の一部は、高齢者の日常生活に関する世話や相談など、より地域に密着したサービスを提供する地域密着型通所介護の適正な利用に努めます。	高齢福祉課
認知症対応型通所介護	・ 認知症で廃用症候群の状態のある者について、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で提供する認知症対応型通所介護の確保に努めます。	高齢福祉課

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
小規模多機能型居宅介護	・「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、サービスを提供する小規模多機能型居宅介護の確保に努めます。	高齢福祉課
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	・認知症に対応した住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行う認知症対応型共同生活介護の確保と適正な利用に努めます。	高齢福祉課
地域密着型 特定施設入居者生活介護	・地域密着型特定施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行います。（定員 29 人以下の有料老人ホーム等）	高齢福祉課
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の確保に努めます。（サテライト型、定員 29 人以下の特別養護老人ホーム等）	高齢福祉課
看護小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行う看護小規模多機能型居宅介護の確保に努めます。	高齢福祉課

※令和 5 年度現在、本市は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の介護サービス提供事業者はありません。

今後、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていけるよう、事業所と連携して地域密着型介護サービスの充実に努めていきます。

(3) 施設サービスを充実します（介護保険サービス）

- 「重度者への重点化」に配慮し、原則として要介護３以上の認定を受けている（既入所者除く）、又は重度の認知症、精神上の著しい障がい、家庭での虐待等、他所で生活することが困難な方を対象とする施設サービスの確保に努めていきます。

（ サービス概要 ）

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	・施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う介護老人福祉施設の確保に努めていきます。	高齢福祉課
介護老人保健施設 （老人保健施設）	・施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話を行う介護老人保健施設の確保に努めていきます。	高齢福祉課
介護医療院	・慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスを行う介護医療院の確保に努めていきます。	高齢福祉課

(4) 低所得者への配慮を推進します

- 介護が必要な方が必要なサービスを適切に受けることができるよう、引き続き、低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに、各種制度についての周知を図ります。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
特定入所者介護サービス費等給付	・施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。	高齢福祉課
高額介護サービス費等給付	・介護保険のサービスに対して支払った１か月ごとの利用者負担の合計が、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。	高齢福祉課
高額医療・高額介護合算サービス費等給付	・医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を支給します。	高齢福祉課

2-2 介護サービス提供体制を充実しよう

(1) 情報提供・相談体制を充実します

- 介護保険制度や各種サービスに関する情報提供については、市の窓口や地域包括支援センター等の相談窓口やケアマネジャー等を通じて各種情報を提供します。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
情報提供・相談体制	・サービスを必要とする高齢者が適切にサービスを選び利用することができるよう、ホームページ、SNS、広報紙などで、イベントや講座開催の案内、制度に関する最新情報の提供に努めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 介護給付等の適正化を推進します

- 介護保険の円滑で安定的な運営を図るため、ケアプランのチェックや介護給付費通知の実施等を活用して、サービス利用者に対して不要なサービスが提供されていないかの検証等を行うものです。
- 国保連合会の介護給付適正化システムを活用し、不適正・不正な介護サービスの把握等、介護給付費の適正化事業を推進します。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
介護給付等費用適正化事業	・請求内容等について不明・不整合・違反等判明した場合、事業者照会をし、不適切と判断された時点で返還処理を行います。	高齢福祉課
介護認定審査会体制の充実	・介護認定審査会と連携して円滑で正確な認定業務を推進します。 ・主治医意見書の円滑な入手と的確な状態把握が行えるよう医師会等と連携していきます。	高齢福祉課
認定調査体制の充実	・支援や介護を必要とする人が、その状態を的確に調査員に伝えられるよう、認定調査体制の充実に努めます。	高齢福祉課

(3) 介護保険サービス等の苦情処理体制を推進します

- 介護保険に関する様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等については、県や県国民健康保険団体連合会、市の窓口、地域包括支援センター、サービス提供事業者等で適宜対応しています。
- 関係機関の連携のもと、苦情処理・相談を円滑かつ総合的に受け付ける体制の整備を図るとともに、相談窓口を周知し、適切な対応及び解決に努めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
地域包括支援センターでの相談対応	・ 地域包括支援センターの総合相談として、専門職が介護保険や高齢者保健・福祉についての苦情を受け、関係機関と連携して対応します。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
介護保険サービス等苦情相談に関する連携体制	・ 対応が難しい苦情や、市域を超えた広域的な苦情等については、県国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決を図っていきます。 ・ 悪質な事業者に対しては、県と連携して厳正に対処します。	高齢福祉課

(4) 指導・助言及び支援・評価体制を充実します

- 地域包括支援センターにおいて、事業者間の情報交換や研修会等の開催するほか、介護支援専門員相談や処遇困難事例への対応と支援を行います。
- 地域密着型サービスについて、事故防止に向けた指導・監督を行います。

① 指導・助言及び支援体制

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上	・ 「潮来市介護支援専門員研究会」と連携して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会等を開催します。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
介護支援専門員に対する相談・支援	・ 地域包括支援センターで介護支援専門員に対する相談や処遇困難の対応・支援を行います。 ・ 資格更新時における研修の受講を図ります。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
事業者に対する指導・助言	・ 相談や苦情について迅速に事業者と連絡するとともに、改善に向けた指導・助言を行います。 ・ 介護保険事業者向け研修について、事業者連絡会と連携して実施します。	高齢福祉課
介護サービス提供中の事故への適切な対応等	・ 介護サービス提供中の事故等については、直ちに事業者から市に対して事故報告書を提出するとともに、家族等への連絡や再発防止策について適切に対応できるよう指導します。	高齢福祉課

② 評価体制の構築

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
事業者間の情報交換や研修等開催	・ 事業者間の情報交換や研修会等を開催します。 ・ 介護給付等の適正化に向けて、効率的・効果的な研修等を行い、困難事例への対応を図ります。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
介護サービス提供事業者情報の活用	・ 茨城県や関係機関等との連携強化を図り、サービス提供事業者情報を公表します。 ・ サービスの質の確保・向上を図るため、第三者評価や事業者の自己評価、利用者評価などの情報公表を促します。	高齢福祉課

2-3 生活支援サービスを充実しよう

(1) 在宅生活支援サービスを充実します

- 日常生活の支援を必要とする高齢者等に対して、在宅生活の支援が行き届くように地域のニーズを把握しながら、必要なサービスを充実します。
- 身近な地域で支え合いの集いを開催し、地域の助け合い、支え合いを基本とした生活支援体制の整備を進めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
生活支援体制の整備、第2層協議体設置等	- 生活支援コーディネーターを中心に生活支援体制の整備に向けた支え合い活動を推進します。 - 地域の実情にあった取組を推進するため、第2層協議体の設置等を進めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置検討	元気な高齢者の方に積極的に地域で活躍いただけるよう、ハローワーク等と連携して、社会参加等を促進していきます。	高齢福祉課
緊急通報システム事業	肢体不自由、疾病等により歩行が困難である方や障がいのある方で一般の公共交通機関を利用することが困難である高齢者を対象に、緊急通報端末の設置を進めます。	高齢福祉課
ふれあい給食サービス事業	コロナ禍において中止していた当該事業のあり方を検討し、今後の事業展開を検討します。又、関係者等との意見交換を行い、より良いサービスの提供に努めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
シルバービューティーサービス	寝たきりなど自由に美容室に行くことができないおおむね65歳以上の在宅の方を対象に、美容組合の協力を得ながら実施していきます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
在宅高齢者等短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへ一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を行う短期宿泊事業を継続して行います。	高齢福祉課
安否確認ふれあい事業	一人暮らしの高齢者に乳製品を配達し、健康維持と安否確認を行っています。民生委員児童委員等と連携して安否確認に努めます。	高齢福祉課
福祉用具貸与事業	介護保険対象外で福祉用具が必要な方及び緊急時の対応として車いすやベッドを貸与します。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
ふれあい・いきいきサロン	地域の居場所づくり講座を開催するなど、コロナ禍における活動再開に向け、小地域ごとに集い、社会参加や健康づくりを進めるサロンの取組のPRと支援に努めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
外出支援サービス助成、 高齢者交通対策事業等	・福祉タクシー借上料の助成など、医療機関等への移動支援を行います。 ・高齢者の外出支援及び社会参加を促進することを目的に、運転免許を持たない高齢者に対し、タクシー運賃の一部を助成します。 ・広域バスなど公共交通システムの構築を推進します。	高齢福祉課 企画政策課
外出支援サービス事業	・公共交通機関が利用できない方へ、車イスのまま乗車が可能なリフト付き車両で送迎を行います。（月2回まで）	高齢福祉課 （社会福祉協議会）

（２）家族介護支援サービスを充実します

- 家族介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、家族介護者を対象とした研修や紙おむつ等の支給を行います。
- 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防の、知識・技術の向上のほか、家族介護者同士の交流や情報交換の場を行います。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
家族介護用品支給事業 （市町村特別給付）	・在宅で寝たきりの高齢者等（要介護１以上）を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ・尿取りパット等の介護用品を支給するサービスです。 ・介護保険事業の市町村特別給付事業として実施します。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）
家族介護者教室	・高齢者を介護する家族や近隣の援助者を対象とした教室を、地域支援事業の任意事業として開催します。	高齢福祉課
保健・福祉サービスの 利用促進	・家族介護者の心身の負担軽減を図るため、保健・福祉サービスの情報提供を行い、サービス利用の促進を図ります。	高齢福祉課 （社会福祉協議会）

基本目標３ 尊厳のある暮らしの形成

3-1 認知症高齢者の支援を充実しよう

(1) 認知症施策を推進します

- 認知症の予防や早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症カフェの開催や認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）を活用して、家族の負担軽減と認知症高齢者の正しい理解の促進に努めます。
- 認知症サポーターを育成し、引き続き地域住民への認知症に対する理解の向上に努めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）の普及	・ 認知症予防・医療機関情報をわかりやすく整理するとともに、認知症に関心のある方や、介護する方への周知に努めます。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
認知症初期集中支援チームの活動の推進	・ 認知症初期の支援を包括的・集中的に行えるよう、行方市と共同してサポート医と連絡した認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
認知症地域支援推進員の活動の推進	・ 認知症地域支援推進員の育成・確保に努めるとともに、認知症初期集中支援チームと連携して、認知症に対する理解促進を図ります。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
認知症サポーター養成講座	・ 自治会（区）や職場、小・中学校の児童・生徒等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢福祉課（社会福祉協議会）
「いたこハートカフェ（認知症カフェ）」の開催	・ 介護家族の負担軽減を図るための認知症カフェを介護事業所や認知症地域支援推進員と連携して定期的に開催します。	高齢福祉課
認知症疾患医療センターの周知	・ 認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）等を活用して、近隣の認知症疾患医療センター（鹿島病院、宮本病院等）を周知し、受診につなげます。	高齢福祉課
徘徊高齢者家族支援サービス	・ 徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対し位置情報端末機（GPS）を貸与します。 ・ 徘徊高齢者が保護された際に、早期に身元確認を特定できるような利便性の高い取組を検討します。	高齢福祉課
高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	・ 認知症高齢者等が、外出して家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、地域の協力機関等と連携して、速やかな発見・保護につながるＳＯＳネットワーク制度を周知します。	高齢福祉課

(2) 認知症予防を推進します

- 地域包括支援センターや市内の保健福祉部局など関係機関、関係団体と連携して、認知症の疑いがある高齢者の早期発見に努め、認知症予防プログラムを実施していきます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
認知症予防プログラム 「脳の健康教室」	・ 市民がだれもが抵抗なく認知症予防の教室を受講できるよう周知方法やプログラムを実施していきます。	高齢福祉課
状態改善プログラムの導入の検討	・ 地域包括支援センター等と連携して、認知機能の低下が見られる方を対象に、状態の改善を目的とするプログラムを加え、認知症予防を図ります。	高齢福祉課

(3) 権利擁護を促進します

- 日常生活において不安や困難を抱えた高齢者に対して、高齢者の権利擁護の観点から相談を受けるとともに、制度の案内や利用援助を行っていきます。
- 成年後見制度について、市民への周知を図るとともに、相談体制を充実し、必要な方の利用促進を図ります。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
権利擁護の普及啓発	・ 各種の福祉相談窓口において権利擁護事業の普及啓発に努めます。 ・ 日常生活自立支援事業や成年後見制度についての普及啓発を行うとともに利用の促進を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 (社会福祉協議会)
権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備 (中核機関の設置等)	・ 判断能力が不十分で成年後見制度が必要な方を適切な制度利用へつなげられるよう、中核機関を設置し、地域連携ネットワーク体制の整備に努めます。	社会福祉課 高齢福祉課
日常生活自立支援事業	・ 高齢や障がいにより判断能力が低下し、福祉サービスの利用手続きについて不安のある方を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行います。	(社会福祉協議会)
成年後見制度の活用	・ 判断能力の不十分な方々が日常生活における不利益を受けないよう相談体制の充実に努め、関係機関が連携しながら本人の権利を守ります。	社会福祉課 高齢福祉課 (社会福祉協議会)

3-2 高齢者虐待防止対策を充実しよう

(1) 高齢者虐待防止体制を整備します

- 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、虐待予防をはじめ早期対応、支援等を行います。
- 高齢者等の虐待や虐待の兆候を早期に発見し適切に対応するため、地域包括支援センターが関係機関などと連携して体制整備を図ります。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	・警察、医療機関、介護サービス提供事業者、民生委員児童委員など関係機関との連携による高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、虐待予防をはじめ早期対応、支援等を行います。	高齢福祉課
虐待対応ケアチームの活用	・必要に応じて困難事例への介入の要否の判断や、緊急対応等虐待対応支援会議を開催します。 ・地域包括支援センターを拠点とした虐待対応ケアチームの活用を図ります。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発を推進します

- 高齢者虐待の実態把握や、防止等に努めるため、広報紙への掲載や、介護保険サービス事業所等への普及啓発を図ります。
- 「高齢者虐待防止法」に定められた事項等について周知し、高齢者虐待の早期発見・早期対応をするための体制の充実に努めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
高齢者虐待防止に関する意識啓発	・研修等を通じて虐待防止の普及啓発を行い、早期発見・早期対応についての意識を高めます。 ・高齢者虐待を発見した場合の通報先や対応について、市民に周知します。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
介護保険施設等に対する指導の強化	・虐待等の問題があった際は、茨城県と連携して介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対する迅速適正な相談・指導を行います。	高齢福祉課

基本目標 4 笑顔で暮らせる福祉のまちづくり

4-1 地域包括ケア体制を充実しよう

(1) 地域包括支援センター等の運営を充実します

- 社会福祉協議会内に設置している地域包括支援センターのほか、地域の
 ブランチとなる高齢者総合相談センターあやめ・福楽園の2か所において、
 介護に関する相談や高齢者に関する様々な相談を受けるとともに、民生委
 員児童委員とも協力し、生活の見守りや訪問活動を充実していきます。

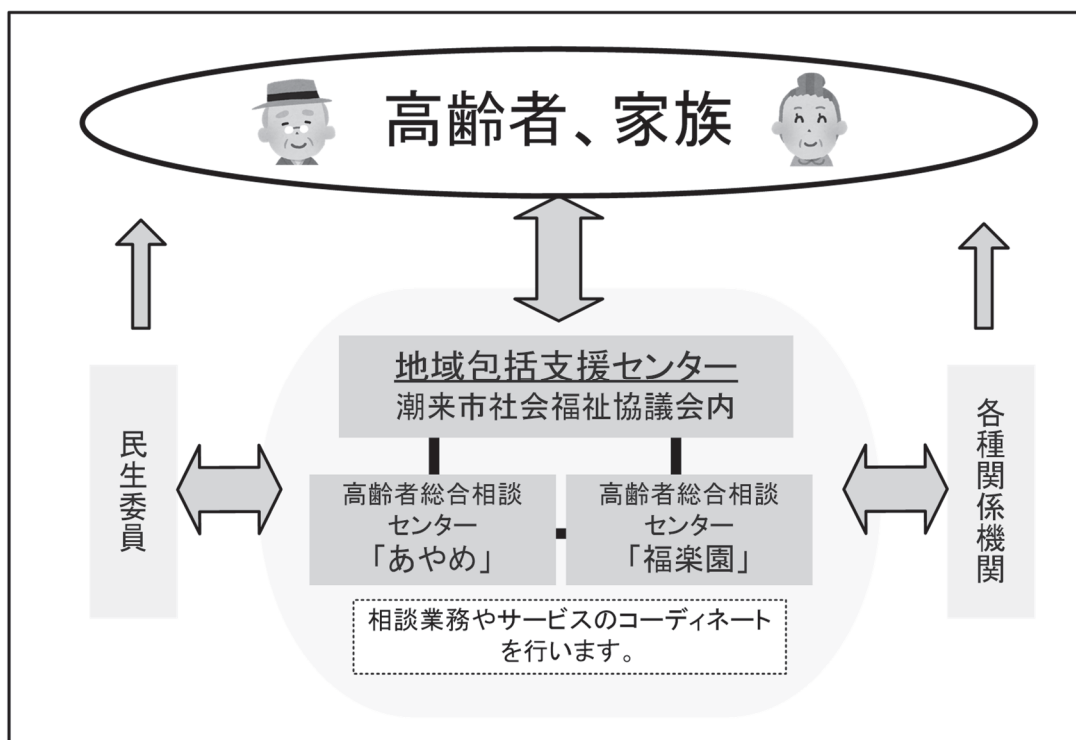
事業・サービス	内容/方向性	担当課等
地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターによる総合相談支援事業	・ 高齢者支援の中核的機関として、総合的な相談窓口機能の充実に努めます。 ・ 地域包括支援センターならびに高齢者総合相談センターと連携して、適切な相談支援に努めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
地域包括支援センター運営協議会の開催	・ 地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域課題やニーズを把握し、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営に努めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
介護予防ケアマネジメント体制の充実	・ 専門職を確保しながら、要介護状態にならないよう適正な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)
包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進	・ 保健・医療・福祉の多職種が連携して、継続性のあるマネジメント体制を確立し、高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言等を実施します。 ・ 定期的、計画的に介護支援専門員研究会（研修会）を開催します。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 地域包括ケアを推進します

- 地域包括支援センターを核に高齢者総合相談センターなど地域の様々な関係機関とのネットワークにより見守りや必要な支援につなげていきます。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域ケアコーディネーターが中心となって、継続的な地域包括ケア体制を確立します。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
地域ケアのネットワーク (地域ケア会議)	・ 高齢者が安心して尊厳のある生活を送れるよう、支援を必要とする方のケアチームを編成し、地域包括支援センターを核に高齢者総合相談センターなど地域の様々な関係機関とのネットワークにより見守りや必要な支援を行います。	(社会福祉協議会)
保健・医療・福祉の連携強化 (地域ケアコーディネーター)	・ 地域ケアコーディネーターを配置し、保健・医療・福祉に関わる関係機関とともに一人ひとりの高齢者のニーズに対応した支援を進めます。 ・ 複雑化・複合化する地域の課題把握と訪問活動(アウトリーチ)の充実に努めます。	(社会福祉協議会)

■ 地域包括支援センター及び高齢者総合相談センター



4-2 福祉のまちづくりを進めよう

(1) 地域福祉活動を推進します

- 社会福祉協議会がボランティア団体等と連携して地域福祉活動を推進していきます。
- 見守り活動や声かけといった地域の助け合い、支え合いによる地域福祉活動を推進していきます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
地域ケアシステム推進事業	・地域の保健・福祉・医療の関係者が連携してケアチームを編成し、支援を必要とする人の日常적인見守り活動や安否確認、サービス提供における利用調整等を行います。	(社会福祉協議会)
地域福祉活動の強化	・地域福祉を推進する組織として、社会福祉協議会の体制強化を図り、各団体や地域住民とともに地域福祉活動を推進します。	(社会福祉協議会)
地域住民等による見守り活動の充実	・コロナ禍において停滞しているふれあい給食のあり方を検討するほか、地域住民や地域団体等による声かけや見守りなど多様な活動を充実します。	(社会福祉協議会)

(2) 災害時や緊急時の支援体制を確立します

- 災害時において、地域組織と連携して避難行動要支援者の避難体制や福祉避難所の運営等に努めます。
- 介護保険サービス提供事業者と連携して、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備など感染症対策を進めます。
- 訪問販売、振り込め詐欺など、特に、高齢者が巻き込まれやすい犯罪防止や、交通事故防止に取り組みます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
避難行動要支援者対策	・災害時等に支援が必要な高齢者の把握に努め、関係機関及び地域住民との連携・協力を得ながら避難できる体制の確立を図ります。 ・社会福祉施設や介護サービス事業者などと福祉避難所に関する協定を結ぶほか、福祉避難所の運営に取り組みます。	社会福祉課
緊急時の通報・救護体制の確保	・警察や消防等の関係機関や地域の協力事業所との連携による緊急時の通報・救護体制を確保します。	高齢福祉課

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
交通安全対策	・高齢者世帯への注意喚起や高齢者向けの交通安全に関する教室等により、交通安全対策の実践及び意識の啓発を図ります。	総務課
消費生活相談	・悪質な商法による様々な被害が発生していることから、消費者トラブルに巻き込まれないよう対策本や広報等を通じて注意を呼びかけるほか、消費生活相談員を配置し、暮らしの安心・安全の確保に努めます。	観光商工課
防災・感染症対策の促進	・市防災計画及び保健師・栄養士災害マニュアルを踏まえ、介護保険サービス提供事業者における防災対策及び感染症対策が適切に行われるよう関係機関と連携して研修や訓練の実施に努めます。	かすみ保健福祉センター

(3) 高齢者の住まいを確保します

- 高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、高齢者向け住宅や必要な介護施設の確保等に努めます。
- 養護老人ホームについては、新たに施設整備を行い、住まいの確保に努めます。また、有料老人ホームなど高齢者の住まいに関して介護保険事業等と連携して確保に努めます。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
福祉用具・住宅改修 (介護保険)	・介護保険サービスとして、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に要した費用の7～9割を支給します。 ・福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や助言を行います。	高齢福祉課
養護老人ホーム	・市内には鹿行潮来荘があり、現在施設の建替えを進めています。引き続き、身体・精神または環境上の理由及び経済的な理由により、在宅生活が困難な人が入所できるよう支援します。	高齢福祉課
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	・市内の有料老人ホーム（特定入居者生活介護の指定を受けていないもの）及びサービス付き高齢者向け住宅について、高齢者の住まいの確保に努めます。	高齢福祉課

■市内の高齢者の住まい

	市内の施設設置状況 (令和5年度現在)		第9期計画期間 (令和8年度)	
	施設数	定員数	施設数	定員数
養護老人ホーム	1	50	1	50
有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護含む）	0	0	2	82
サービス付き高齢者住宅	1	42	1	42

（４）福祉のまちづくりを推進します

- 道路の勾配や段差の解消、公共施設や公共性の高い建築物等のバリアフリー化など、誰にでもやさしい福祉のまちづくりを推進します。
- 高齢者等の外出を支援するため、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。

事業・サービス	内容/方向性	担当課等
公共施設・道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	・新たな改修整備が必要になった際は、公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。	財政課 都市計画課
広域バスなど移動手段の確保	・高齢者等の外出を支援する広域バスの運行並びに利用拡大を図ります。 ・公共交通空白地域における高齢者の移動には、高齢者タクシー利用料金助成事業等を推進します。 ・福祉有償運送運営協議会と連携して、高齢者の移動手段の確保を図ります。	企画政策課 高齢福祉課

第5章 介護保険事業の運営

(第5章 裏白)

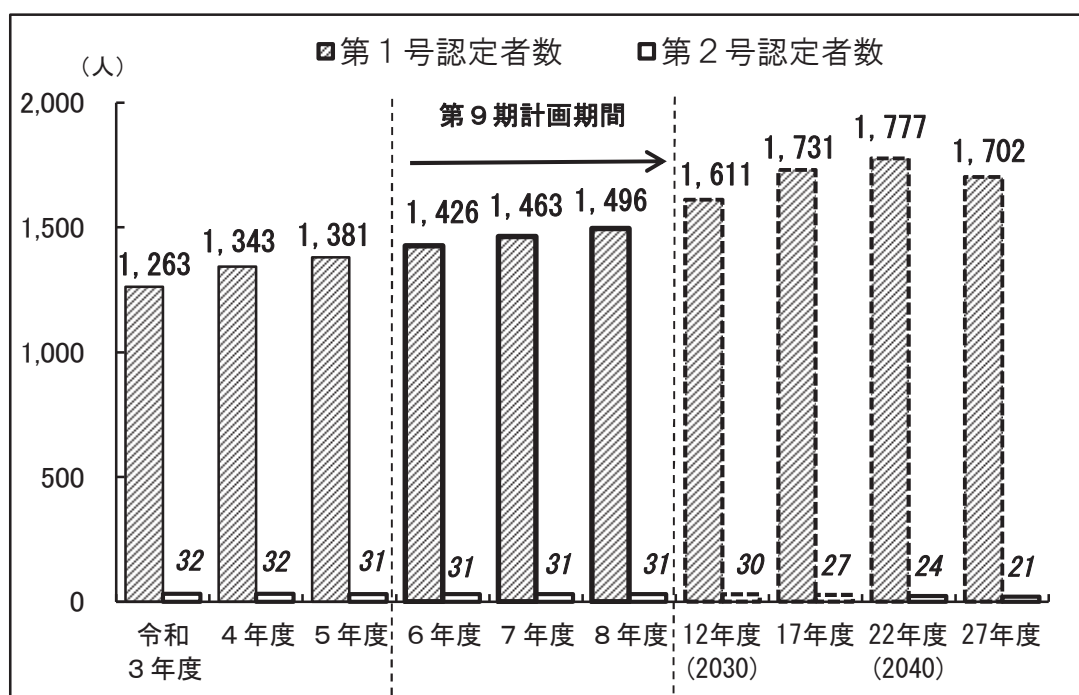
第 1 節 介護保険サービスの見込み

(1) 要介護（支援）認定者数の推計

国の地域包括ケア「見える化」システムで要介護（要支援）認定者数の実績等を踏まえて推計したところ、第9期計画期間における第1号認定者数は、令和6年度に1,426人、令和7年度に1,463人、令和8年度に1,496人を見込みます。

なお、第2号認定者数は、第9期計画期間は各年度31人ずつを見込みます。

■要介護（支援）認定者数の推計



■要介護（支援）認定者数（第１号・第２号の合計）の推計（単位：人）

区 分	第 9 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 1 号・第 2 号の合計	1, 457	1, 494	1, 527
要支援 1	218	224	228
要支援 2	182	190	194
要介護 1	353	360	369
要介護 2	215	222	225
要介護 3	184	187	192
要介護 4	214	220	227
要介護 5	91	91	92
うち第 1 号被保険者数	1, 426	1, 463	1, 496
要支援 1	214	220	224
要支援 2	181	189	193
要介護 1	345	352	361
要介護 2	206	213	216
要介護 3	180	183	188
要介護 4	212	218	225
要介護 5	88	88	89

（２）施設・居住系サービス利用の推計

施設・居住系サービス利用者数は、今後の施設整備の状況等を勘案して、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、施設サービスの３施設を合わせて、令和６年度に 361 人、令和７年度に 365 人、令和８年度には 378 人を見込みます。

■施設・居住系サービスの利用見込み

（単位：人）

区 分	第 9 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
（１）居宅（介護予防）サービス			
特定施設入居者生活介護	13	13	18
（２）地域密着型（介護予防）サービス			
認知症対応型共同生活介護	51	55	63
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
（３）施設サービス			
介護老人福祉施設	164	164	164
介護老人保健施設	133	133	133
介護医療院	0	0	0
合計	361	365	378

■施設サービス利用者（要介護４・５）数

区 分	第 9 期計画期間		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設サービス 総数	297	297	297
うち要介護４・５（人）	182	182	182
うち要介護４・５の割合（％）	61.3	61.3	61.3

(参考) 施設・居住系サービスの利用見込み

(単位：人)

	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
(1) 居宅（介護予防）サービス				
特定施設入居者生活介護	18	18	20	24
(2) 地域密着型（介護予防）サービス				
認知症対応型共同生活介護	66	74	79	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	167	190	224	214
介護老人保健施設	135	143	159	164
介護医療院	0	0	0	0
合計	386	425	482	483

(参考) 施設サービス利用者（要介護4・5）数

区 分	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
施設サービス 総数	302	333	383	382
うち要介護4・5（人）	184	203	241	239
うち要介護4・5の割合（％）	60. 9	61. 0	62. 9	62. 6

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについては、適切なサービス提供が行われるよう、市内サービス提供事業者と連携して事業者の参入を促します。

また、認知症対応型共同生活介護については、第9期期間に必要入所（利用）定員総数を18床増やし充実を図ります。

■ 認知症対応型共同生活介護

市内の施設設置状況（令和5年度現在）			年 度	第9期計画期間		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	ユニット数	定員数	必要利用	63	63	81
3	7	63	定員総数（人）			

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

市内の施設設置状況（令和5年度現在）		年 度	第9期計画期間		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	定員数	必要利用	0	0	0
0	0	定員総数（人）			

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

市内の施設設置状況（令和5年度現在）		年 度	第9期計画期間		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設数	定員数	必要利用	0	0	0
0	0	定員総数（人）			

第2節 第9期計画における給付費の見込み額

1 介護給付及び介護予防給付費の見込み

(1) 介護予防給付（要支援1・2）の見込み量

■標準的介護予防サービス等サービス量・給付費（年間）の推計

区 分		第9期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,567	5,043	5,043
	回数(回)	83.7	92.5	92.5
	人数(人)	12	13	13
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	61	61	61
	人数(人)	1	1	1
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	8,834	9,556	9,556
	人数(人)	23	25	25
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	304	304	304
	日数(日)	4.4	4.4	4.4
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養 介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	11,115	11,517	11,763
	人数(人)	138	143	146

(続き)

区 分			第9期計画期間		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費(千円)		213	213	213
	人 数(人)		1	1	1
	給付費(千円)		2,639	2,639	2,639
	人 数(人)		2	2	2
	給付費(千円)		0	0	0
	人 数(人)		0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費(千円)		0	0	0
	回 数(回)		0.0	0.0	0.0
	人 数(人)		0	0	0
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費(千円)		0	0	0
	人 数(人)		0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)		0	0	0
	人 数(人)		0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)		9,245	9,596	9,878
	人 数(人)		164	170	175
介護予防サービスの総給付費(計)			36,979	38,930	39,458

(2) 介護給付(要介護1から5)の見込み量

■標準的居宅サービス等、施設サービス量・給付費(年間)の推計

区 分			第9期計画期間		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)		116,730	121,006	127,679
	回 数(回)		3,377.2	3,498.8	3,689.7
	人 数(人)		162	168	174
訪問入浴介護	給付費(千円)		20,309	21,786	23,258
	回 数(回)		137.3	147.1	157.0
	人 数(人)		29	31	33
訪問看護	給付費(千円)		24,812	25,766	26,353
	回 数(回)		343.9	358.8	366.2
	人 数(人)		50	52	53
訪問リハビリテー ション	給付費(千円)		9,087	9,942	10,121
	回 数(回)		277.0	302.2	307.4
	人 数(人)		30	33	34

(続き)

区 分			第9期計画期間		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	給付費(千円)		7,379	7,609	7,927
	人 数(人)		72	74	77
通所介護	給付費(千円)		303,606	312,573	326,085
	回 数(回)		3,246.2	3,336.4	3,468.5
	人 数(人)		323	332	346
通所リハビリテーション	給付費(千円)		103,917	106,281	110,141
	回 数(回)		939.9	962.8	995.7
	人 数(人)		85	87	90
短期入所生活介護	給付費(千円)		85,369	88,869	93,548
	日 数(日)		873.5	909.9	955.6
	人 数(人)		62	65	68
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)		9,235	9,246	9,966
	日 数(日)		70.3	70.3	75.9
	人 数(人)		12	12	13
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)		0	0	0
	日 数(日)		0.0	0.0	0.0
	人 数(人)		0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)		64,248	66,356	69,252
	人 数(人)		371	382	396
特定福祉用具購入費	給付費(千円)		2,835	2,835	3,135
	人 数(人)		10	10	11
住宅改修費	給付費(千円)		6,808	6,808	6,808
	人 数(人)		6	6	6
特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)		24,497	24,528	34,696
	人 数(人)		13	13	18
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)		23,581	33,818	44,026
	人 数(人)		10	14	18
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)		0	0	0
	人 数(人)		0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)		34,305	34,348	35,720
	回 数(回)		469.1	469.1	489.0
	人 数(人)		48	48	50
認知症対応型通所介護	給付費(千円)		0	0	0
	回 数(回)		0.0	0.0	0.0
	人 数(人)		0	0	0

(続き)

区 分			第9期計画期間		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)		0	0	0
		人 数(人)	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	153,591	165,619	189,871
		人 数(人)	51	55	63
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
		人 数(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
		人 数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人 数(人)	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	512,230	512,878	512,878	
	人 数(人)	164	164	164	
介護老人保健施設	給付費(千円)	449,981	450,551	450,551	
	人 数(人)	133	133	133	
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	
	人 数(人)	0	0	0	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0	
	人 数(人)	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	99,509	102,812	106,456	
	人 数(人)	568	586	605	
介護サービスの総給付費(計)			2,052,029	2,103,631	2,188,471

■総給付費の見込み

(単位：千円)

区 分		第9期計画期間		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計(予防給付+介護給付)		2,089,008	2,142,561	2,227,929
在宅サービス		948,709	988,985	1,039,933
居住系サービス		178,088	190,147	224,567
施設サービス		962,211	963,429	963,429

(参考) 総給付費の見込み

区 分	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
合計(予防給付+介護給付)	2,279,391	2,488,773	2,720,444	2,690,814
在宅サービス	1,065,748	1,152,352	1,206,543	1,165,156
居住系サービス	233,949	257,618	275,920	290,373
施設サービス	979,694	1,078,803	1,237,981	1,235,285

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

2 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業について、今後は、住民等の多様な主体の参画のもとに多様なサービスが提供できるよう、効果的な支援等を可能とする環境整備に努めていきます。

また、包括的支援事業に位置付けられる地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実）、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）の推進及び生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置、協議体の設置等）について、適宜体制を整え推進していきます。

なお、地域支援事業費の見込みは、令和6年度は約1億909万円、令和7年度は約1億1,212万円、令和8年度は約1億1,421万円を見込みます。

■地域支援事業の見込み額（単位：千円）

区 分	第9期計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費	109,085	112,120	114,207
介護予防・日常生活支援総合事業費	62,060	63,960	64,912
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	40,820	41,840	42,860
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,205	6,320	6,435

（参考）地域支援事業の見込み額（単位：千円）

区 分	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
地域支援事業費	109,033	104,548	99,280	92,920
介護予防・日常生活支援総合事業費	62,911	59,829	55,732	51,367
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	40,072	38,669	37,498	35,503
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,050	6,050	6,050	6,050

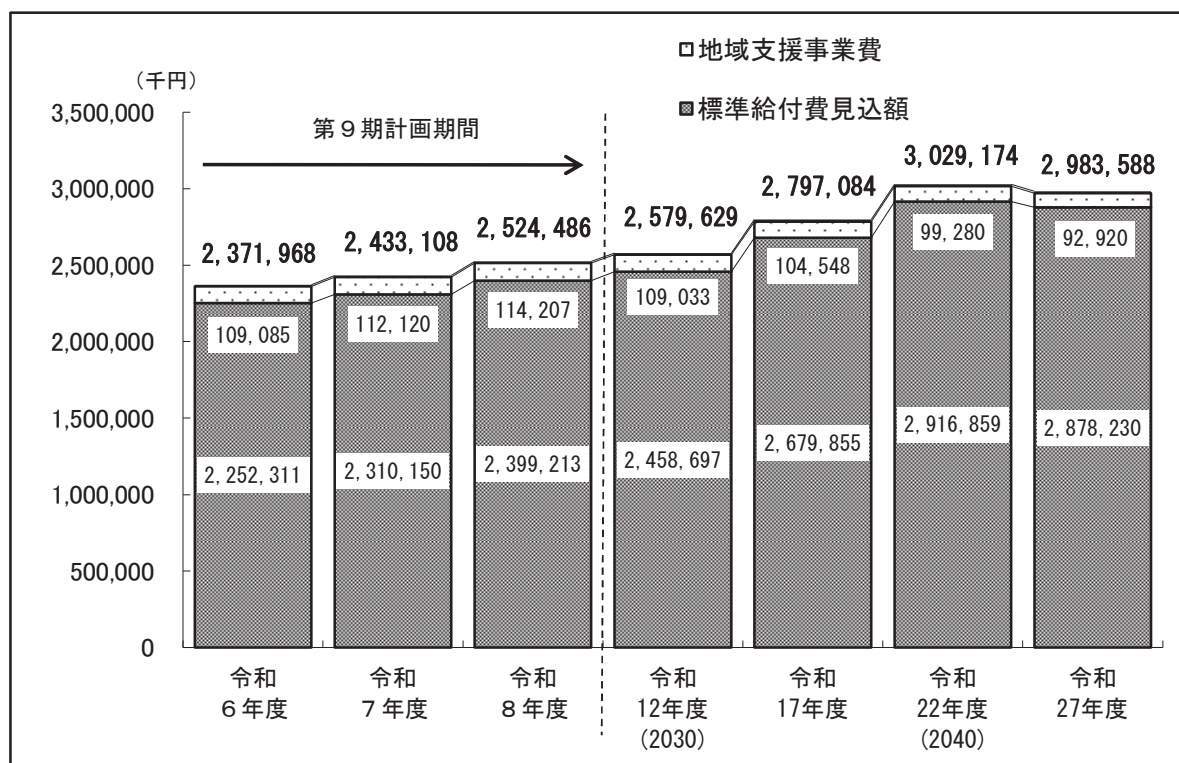
注）社会保障充実分（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業、地域ケア会議推進事業）。端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

3 総給付費等の見込み

第9期計画期間の総給付費等の見込み額（標準給付費見込み額※と地域支援事業費及び市町村特別給付費）は、令和6年度から令和8年度の3年間の合計で約73億3千万円になります。

また、本市において高齢者数がピークを迎える令和22年度の総給付費等の見込み額は、単年度で約30億円になることが見込まれます。

■ 総給付費等の見込み額



※標準給付費見込み額は、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象診査支払手数料の合算。

※総給付額には市町村特別給付費（紙おむつ支給事業）を含む。

4 第1号被保険者保険料の推計

第1号被保険者保険料の算定は、総給付費等の見込み額に、調整交付金見込み額、準備基金の取崩額、保険料収納率などを勘案して、最終的に保険料収入に必要な額を算定します。

■総給付費等の見込み額

(単位:千円)

区 分	第9期計画期間			計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
標準給付費見込額 (A)	2,252,311	2,310,150	2,399,213	6,961,673
総給付費	2,089,008	2,142,561	2,227,929	6,459,498
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	105,760	108,581	110,979	325,320
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	51,402	52,713	53,878	157,993
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,428	4,539	4,635	13,601
算定対象審査支払手数料	1,713	1,756	1,793	5,262
地域支援事業費 (B)	109,085	112,120	114,207	335,412
介護予防・日常生活支援総合事業費	62,060	63,960	64,912	190,932
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	40,820	41,840	42,860	125,520
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,205	6,320	6,435	18,960
市町村特別給付費 ^(※) (紙おむつ支給事業) (C)	10,572	10,838	11,066	32,476
合計見込み額 (A) + (B) + (C)	2,371,968	2,433,108	2,524,486	7,329,562

(参考) 総給付費等の見込み額

(単位:千円)

区 分	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
標準給付費見込額 (A)	2,458,697	2,679,855	2,916,859	2,878,230
地域支援事業費 (B)	109,033	104,548	99,280	92,920
市町村特別給付費(紙おむつ支給事業) (C)	11,899	12,681	13,035	12,438
合計見込み額 (A) + (B) + (C)	2,579,629	2,797,084	3,029,174	2,983,588

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

※市町村特別給付は、第1号被保険者保険料を財源として市町村条例により実施する独自給付。

第1号被保険者は、保険料収入に必要な額を所得階層ごとの負担割合に応じて負担いただくという考え方で介護保険料を算定します。

■所得段階別第1号被保険者保険料

市町村 民税	保険料段階	基準額に対する 負担割合	年 額	月 額
世帯 全員 非課税	第1段階 ・年金収入等80万円以下	基準額×0.455 (0.285)	27,020 円 (16,920)	2,252 円 (1,410)
	第2段階 ・年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.685 (0.485)	40,680 円 (28,800)	3,390 円 (2,400)
	第3段階 ・年金収入等120万円超	基準額×0.690 (0.685)	40,980 円 (40,680)	3,415 円 (3,390)
者あり (世帯 非課税 税税)	第4段階 ・年金収入等80万円以下	基準額×0.90	53,460 円	4,455 円
	第5段階(基準額) ・年金収入等80万円超	基準額×1.00	59,400 円	4,950 円
本人 課税	第6段階 ・合計所得120万円未満	基準額×1.20	71,280 円	5,940 円
	第7段階 ・合計所得120万円以上210万円未満	基準額×1.30	77,220 円	6,435 円
	第8段階 ・合計所得210万円以上320万円未満	基準額×1.50	89,100 円	7,425 円
	第9段階 ・合計所得320万円以上420万円未満	基準額×1.70	100,980 円	8,415 円
	第10段階 ・合計所得420万円以上520万円未満	基準額×1.90	112,860 円	9,405 円
	第11段階 ・合計所得520万円以上620万円未満	基準額×2.10	124,740 円	10,395 円
	第12段階 ・合計所得620万円以上720万円未満	基準額×2.30	136,620 円	11,385 円
	第13段階 ・合計所得720万円以上	基準額×2.40	142,560 円	11,880 円

注1) 保険料収納率96%。準備基金取崩額2億7,200万円を想定

注2) 世帯全員非課税世帯の()内は、公費軽減後の額

(裏白)

第6章 計画の推進

(第6章 裏)

第1節 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

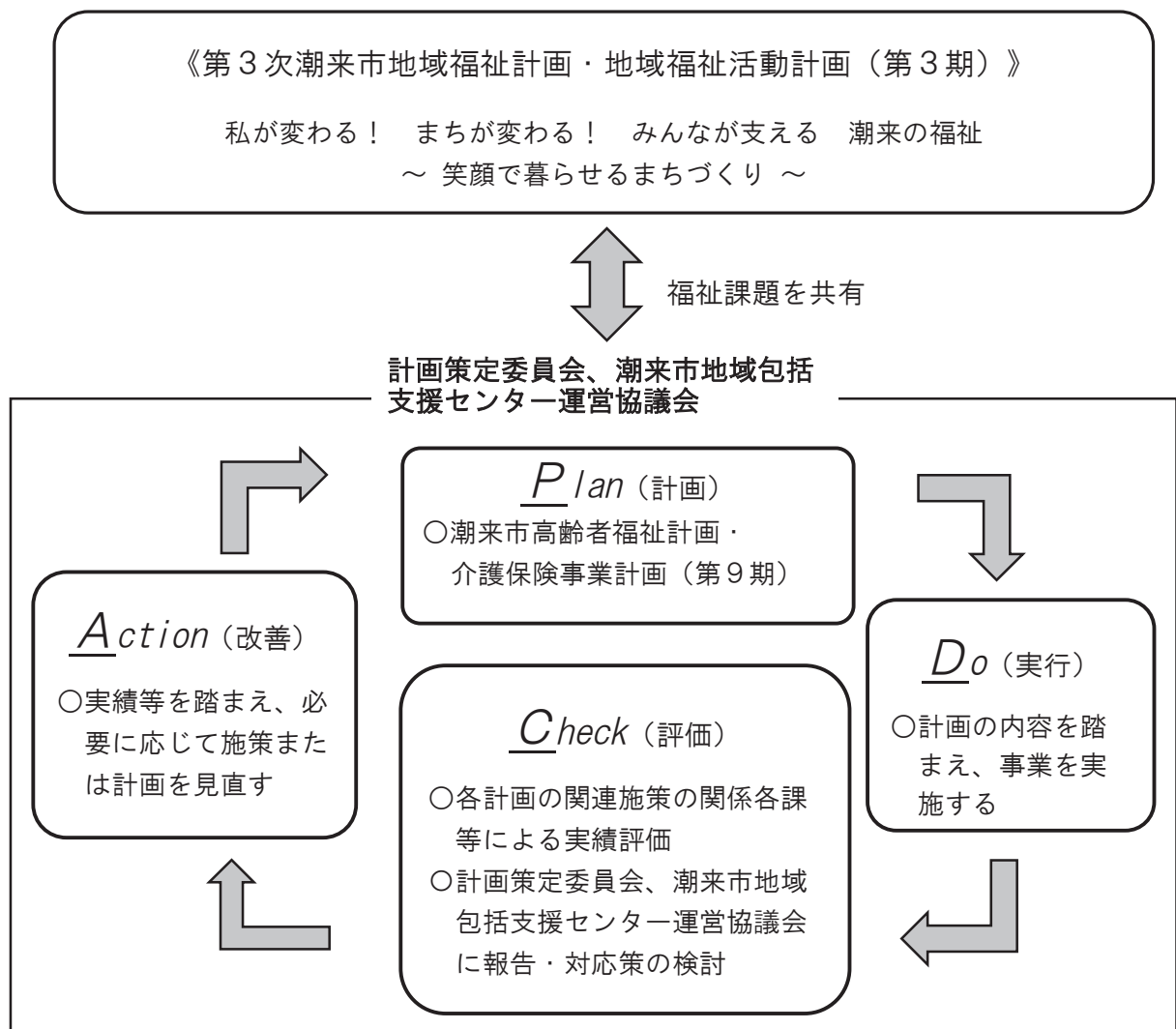
本計画に掲げた施策は、保健・福祉担当部局を中心に連携し、現状と課題、施策の方向性等を共有しながら、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

また、本計画の上位計画となる「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と福祉課題を共有しながら、計画の点検・審議を行っていきます。

2 進捗状況の点検・評価

計画策定委員会、潮来市地域包括支援センター運営協議会において、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づく進捗状況の点検・評価を行っていきます。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



計画を点検・評価するため、高齢者等実態調査結果の中から、以下のものを指標に設定して、施策の推進を図ります。

《指標１》「地域包括支援センター」の認知度を上げる。

「高齢者等実態調査」 (第１号被保険者調査)	市の現状 (令和５年度)		目 標 (令和８年度)
問 高齢者介護や介護予防などについて総合的に対応し、さまざまな相談に応じる窓口として、「地域包括支援センター」「高齢者総合相談センター」が設置されています。あなたは、ご存知ですか。 「１」どんな仕事をしている所かは、だいたい知っている 「２」名前くらいは聞いたことがある 「３」知らない	「１」＋ 「２」回答 64.7%	⇒	「１」＋ 「２」回答 70.0%

《指標２》「成年後見制度」の認知度を上げる。

「高齢者等実態調査」 (第１号被保険者調査)	市の現状 (令和５年度)		目 標 (令和８年度)
問 あなたは、成年後見制度（判断力が低下した方への支援制度）を知っていますか。 「１」知っている 「２」知らない	「１」回答 44.1%	⇒	「１」回答 50.0%

《指標３》介護保険サービス利用者の満足度を上げる。

「高齢者等実態調査」 (要支援・要介護認定者（在宅）調査)	市の現状 (令和５年度)		目 標 (令和８年度)
問 総合的にみて、介護保険サービスを利用してどのように感じていますか。 「１」大変満足している 「２」満足している 「３」やや不満である 「４」不満である 「５」どちらともいえない	「１」＋ 「２」回答 66.7%	⇒	「１」＋ 「２」回答 70.0%

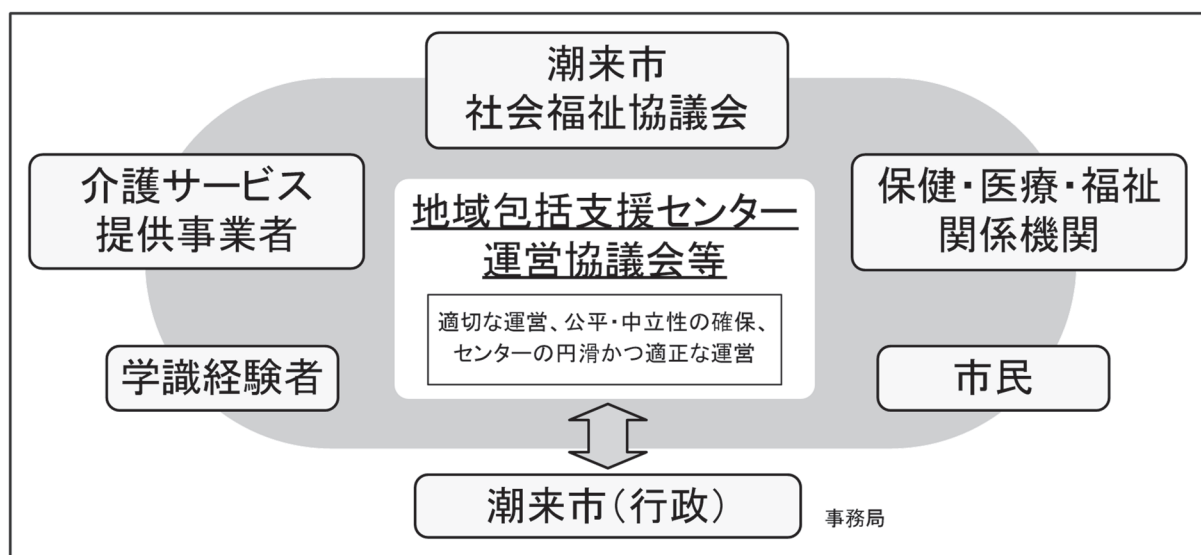
第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策

1 推進体制の充実

地域包括支援センターの運営について、地域の関係者で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているか評価する場として、潮来市地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

今後、地域の関係者とのネットワークの強化に努めながら、潮来市地域包括支援センター運営協議会等で本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を推進していきます。

■地域包括支援センター運営協議会等について



2 福祉人材（財）の育成・確保

本市では要介護認定者の増加に伴って介護保険サービス基盤も充実し、介護サービス利用者も増加傾向です。しかし、福祉人材（財）の不足によってサービス提供が困難になっている状況もみられるため、地域の高等学校や福祉サービス事業者とも連携して福祉職の魅力等を伝え、福祉人材（財）の育成・確保に努めています。

また、介護福祉士等の資格取得などに関する情報提供を進めるとともに、介護サービス提供事業者と連携して介護未経験者へのマッチングや、介護サービス提供事業所における業務仕分け、介護ロボット、ICTの活用など業務改善に関する情報提供に努めています。

さらに、元気な高齢者等に対しては、介護施設等での就労の促進に向けて、ボランティアポイントなどを活用した就労的活動の支援にも努めています。

3 保険者としての市の役割

(1) 介護給付適正化の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足ないサービスを適切に提供できるよう介護給付の適正化に努めます。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度としていきます。

【主要5事業】

- 1) 要介護認定の適正化
- 2) ケアプランの点検
- 3) 住宅改修の点検
- 4) 縦覧点検・医療情報との突合
- 5) 介護給付費通知

(2) 介護サービス情報公表制度の利活用

利用者や家族に対して必要とする介護サービスを適切に選択し利用できるよう、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、相談窓口や地域の社会資源を把握できるよう、地域包括支援センターの事業内容及び生活支援サービス等の情報の周知を図ります。

(3) 保険料等の負担軽減への配慮

第1号被保険者の保険料段階を13段階方式で設定し、負担能力に応じた保険料の減免を行いながら低所得者軽減を図ります。

また、特定入所者介護サービス費等給付（負担限度額の軽減措置）、高額介護サービス費、施設による負担軽減への補助事業等給付による利用者への負担軽減を図ります。

(4) 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備の推進

介護をする家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりに向け啓発するとともに、介護者の支援ニーズに合った必要な介護サービスが円滑に提供できるよう環境づくり、介護サービス基盤整備を推進します。

資料編

(資料編 裏)

1 策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

《 時 期 》		《 策 定 経 過 》
令和5年	5月 31日	業務委託契約の締結（株式会社まち研）
	6月 14日	第1回ワーキングチーム会議 ・福祉3計画策定概要及びスケジュールについて ・ワーキングチーム員及び役割について ・アンケート内容等について
	6月 30日	第1回策定委員会（福祉3計画策定委員合同） ・福祉3計画の概要等について ・アンケート等について
	7月 24～ 8月 4日	高齢者等実態調査 ①第1号被保険者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） ②要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査） ③施設等サービス利用者 ④介護サービス提供事業者（介護人材実態調査） ⑤ケアマネジャー（在宅生活改善調査） ※データ入力の最終〆切9月6日
	8月 3～ 24日	区長及び民生委員児童委員との懇談会 （福祉3計画の策定と合同）
	9月	関係各課等進捗状況調査
	9月 27日	第2回策定委員会 ・高齢者実態調査の概要について ・潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の骨子案
	10月 13日	第2回ワーキングチーム会議 ・事業進捗状況等 ・アンケート集計結果等 ・事業者等のヒアリング報告 ・計画策定方針（骨子案）
	12月 11日	第3回ワーキングチーム会議 ・計画素案について
	12月 21日	第3回策定委員会 ・計画素案について
令和6年	1月 10～ 2月 8日	パブリックコメント（意見の聴取）の実施
	2月 15日	第4回ワーキングチーム会議 ・パブリックコメント結果等について ・計画の決定について
	2月 21日	第4回策定委員会 ・パブリックコメント結果等について ・計画の決定について

2 策定委員会設置要綱

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 2 月 19 日

告示第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条第 1 項に規定する計画の作成を目的として、潮来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関して、必要な検討協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、24 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 老人福祉施設及び老人保健施設の関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者の関係者
- (4) 介護保険の被保険者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱のあった日から本委員会の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 委員会に関する庶務は、高齢福祉及び介護保険担当課において処理する。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 潮来市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成14年4月1日制定)は廃止する。

附 則(平成20年10月7日告示第158号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年5月16日告示第71号)

この告示は、公表の日から施行する。

3 策定委員名簿

策定委員名簿一覧

(敬称略)

No.	委 員		備 考
	構 成 団 体 等	氏 名	
1	潮来市議会	飯 島 康 弘 (R6. 2. 10 まで) 平 田 健 三 (R6. 2. 15 から)	委 員 長
2	区長会	関 口 洋 治	
3	民生委員児童委員協議会	高 松 晴 樹	副 委 員 長
4	医師会	松 崎 弘 明	
5	歯科医師会	内 堀 史 朗	
6	薬剤師会	実 川 綾 子	
7	老人福祉施設（あやめ荘）	岡 野 吉 晴	
8	老人保健施設（あおぞら）	湯 谷 和 人	
9	養護老人ホーム（鹿行潮来荘）	白 井 正 明	
10	グループホーム（福楽園コスモス）	堀 越 美 幸	
11	主任介護支援専門員	菅 谷 政 子	
12	主任介護支援専門員	沼 田 芳 子	
13	第1号被保険者代表（高齢者クラブ連合会）	小 峰 義 雄	
14	第2号被保険者代表	石 田 栄美子	
15	潮来市社会福祉協議会	坂 本 元 一	
16	潮来市 市民福祉部	榊 原 徹	

《 任期：令和5年6月30日から本委員会の終了まで 》

潮来市
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
【第9期】

令和6年3月

発行/編集 潮来市 市民福祉部 高齢福祉課

〒311-2493 茨城県 潮来市 辻 626

電話：0299-63-1111（代）

市ホームページ：http://www.city.itako.lg.jp/